

＜実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答＞

| No | 資料名  | 頁 | 章      | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名                      | 質問事項                                                                                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                 |
|----|------|---|--------|-----|----|---|---|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 実施方針 | 3 | 1.6.2. | (6) | ア  |   |   | 環境負荷の低減に配慮した施設           | 「ZEB Ready以上の認証を目指す」とありますが、ZEB Ready以上の認証取得を目的とした「BELS評価機関への申請補助業務」を本事業に含むと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                             | ご理解のとおりです。                                                                                                                                         |
| 2  | 実施方針 | 3 | 1.6.2. | (6) | イ  |   |   | 環境負荷の低減に配慮した施設           | 生ごみ処理機を導入する場合、発生したたい肥の処分方法は事業者に一任されるものと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                 | 給食残渣堆肥化機器は、要求水準書に規定する機器を市が調達します。また、一次発酵させた生成物は、市が指定する堆肥化業者に引き渡してください。                                                                              |
| 3  | 実施方針 | 3 | 1.6.2. | (1) | ウ  |   |   | (1) 安全で安心な学校給食を安定供給できる施設 | 「地元農家からの地元食材の直接受入に対応」と記載がありますが、この場合、納品農家の方も検便等を行っていただけたとの理解で良いでしょうか。また、その際の検便代の費用については事業者側負担となるでしょうか。                                                                                               | この場合の地元食材とは野菜類を指し、検便検査は要しないと考えています。                                                                                                                |
| 4  | 実施方針 | 3 | 1.6.2. | (4) | イ  |   |   | (4) 食育に関する情報を発信できる施設     | 「有機農産物の利用拡大、季節ごとに行事食や郷土料理」とありますが、現時点で想定している食材や献立はありますでしょうか。                                                                                                                                         | 現時点で想定している有機農産物、行事食、郷土料理はありません。<br>現状は、以下のとおりです。参考にしてください。<br>有機農産物は、じゃがいも、だいこん、にんじん等の根菜類が中心です。<br>季節ごとの行事食・郷土料理は、月菜汁、ちらし寿司、ふしめん汁、半夏の団子などを実施しています。 |
| 5  | 実施方針 | 4 | 1.8.   |     |    |   |   | 事業スキーム                   | 事業スキーム上、「設計・建設業務請負契約」は設計企業、建設企業(設計JV・給排水設備・電気設備)、工事監理企業、「運営・維持管理業務委託契約」は運営企業と維持管理企業となっていますが、本スキームに記載のない「その他企業」についても契約主体の一員となる理解でよろしいでしょうか。<br>(例えば、調理設備企業→「設計・建設業務請負契約」、事業マネジメント企業→「運営・維持管理業務委託契約」) | ご理解のとおりです。                                                                                                                                         |
| 6  | 実施方針 | 4 | 1.8.   |     |    |   |   | 事業スキーム                   | 基本協定についても参加グループとして本スキームに記載のない「その他企業」も契約主体の一員となる理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                        | ご理解のとおりです。                                                                                                                                         |
| 7  | 実施方針 | 4 | 1.8.   |     |    |   |   | 事業スキーム                   | 貴市と締結する「設計・建設業務請負契約」と「運営・維持管理業務委託契約」は、それぞれの業務に係る構成員の連名での契約でよろしいでしょうか。                                                                                                                               | 設計・建設業務請負契約、運営・維持管理業務委託契約ともに、それぞれの業務に係る構成員の連名による契約となる予定で調整しています。                                                                                   |
| 8  | 実施方針 | 4 | 1.8.   |     |    |   |   | 事業スキーム                   | 「設計・建設業務請負契約書」は、市・設計企業・建設企業(JV)・給排水設備企業・電気設備企業・工事監理企業それぞれが契約当事者となり、連名での締結となるのでしょうか。それとも個別業務ごとに市と各担当企業での契約締結となるのでしょうか。「運営・維持管理業務委託契約書」についても同様にご教示ください。                                               | No.7を参照してください。                                                                                                                                     |

| No | 資料名  | 頁 | 章             | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                  |
|----|------|---|---------------|---|-----|---|---|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 実施方針 | 4 | 1.8.<br>1.10. |   |     |   |   | 事業スキーム<br>業務範囲  | 業務範囲において、設計建設業務の中に「調理設備調達業務」、「調理備品調達業務」が、維持管理業務の中に「調理設備保守管理業務」が含まれておりますが、調理設備企業を構員として含む場合は、「その他企業」とするのでしょうか。<br>それとも建設企業の協力業者として参加するようになるのでしょうか。<br>貴市の考え方として、構成員の一つとして「調理設備企業」を「設計企業」「建設企業」などと同列にするお考えはありますでしょうか。 | 設計・建設業務における調理備品調達業務の履行に当たり、調理設備企業を「その他企業」として構成員とするか、協力企業(下請企業)にするかは、事業者の提案に委ねます。<br>同様に、維持管理業務における調理設備保守管理業務履行に当たり、調理設備企業を「その他企業」として構成員とするか、協力企業(下請企業)にするかは、事業者の提案に委ねます。<br>なお、その他企業は2.3.2.(1)全構成員共通の要件を満たす必要があります。 |
| 10 | 実施方針 | 4 | 1.8.          |   |     |   |   | 事業スキーム          | 本事業において締結する契約書等は「基本協定書」「設計・建設業務請負契約書」「運営・維持管理業務委託契約書」の3種類のみと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                          |
| 11 | 実施方針 | 4 | 1.8.          |   |     |   |   | 事業スキーム          | 「基本協定書」ではどのような内容が規定される予定でしょうか。可能な範囲でご教示いただきたくお願いします。                                                                                                                                                               | 市と優先交渉権者グループ、各構成員間の役割と責任の分担等について規定することを予定していますが、詳細は、募集要項等公表時に示します。                                                                                                                                                  |
| 12 | 実施方針 | 5 | 1.10.         | エ | (キ) |   |   | 事業範囲            | 「(キ)運営備品保守管理業務(米飯等に係る運営備品保守管理業務含む。)」は、(ウ 維持管理業務(エ)調理設備保守管理業務)を行う調理設備企業が実施する為、「ウ 維持管理業務」へ変更していただく方が適切と考えます。                                                                                                         | 原案のとおりとします。<br>調理設備企業が、運營業務の一部を担うことは問題ありません。                                                                                                                                                                        |
| 13 | 実施方針 | 6 | 1.11.         |   |     |   |   | 事業者の収入          | 事業スキームを確認させていただきましたが、各専門企業はあくまでも「参加グループ」としての関係性となるため、市から事業者への支払いについては、市から各受託企業へ直接支払いをするものと理解してよろしいでしょうか。(例えば、設計業務請負代金については市→設計企業へ支払う等)<br>また、維持管理と運営も同様の考え方で問題ないか確認させてください。                                        | 募集要項等公表時に示します。                                                                                                                                                                                                      |
| 14 | 実施方針 | 7 | 1.12.         |   |     |   |   | 事業の実施スケジュール(予定) | 本事業における維持管理業務は開業準備期間から開始するものと考えて宜しいでしょうか。また、既存給食センターおよび既存附帯施設の維持管理業務、開業準備期間開始までの米飯棟の維持管理業務については本事業に含まないものと考えて宜しいでしょうか。                                                                                             | 開業準備期間中の維持管理は、要求水準書3.開業準備業務ア(エ)開業準備期間中の施設の維持管理に含み、維持管理業務には含みません。<br>また、既存センター棟、既存付帯施設及び米飯棟の維持管理業務は、令和10年3月の給食提供終了までについては本事業に含まないものとします。<br>詳細は募集要項等公表時に示します。                                                        |
| 15 | 実施方針 | 7 | 1.13.         |   |     |   |   | 法令等の遵守          | 最新の法令を遵守とは、応札時点での法令と理解してよろしいでしょうか。長期間の契約であることから、その後も最新の法令も当然に遵守することとなりますが、請負業務または受託業務への影響がある場合は自治体はそのリスク及び費用を負担するという考え方と理解してよろしいでしょうか。                                                                             | 最新の法令は、要求水準書1.4.7.に示す通り、事業契約締結時点での最新版とします。事業契約締結以降の法令変更のリスク分担は、リスク分担表No.2,3に示すとおりとします。                                                                                                                              |

| No | 資料名  | 頁  | 章     | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                           | 回答                                                            |
|----|------|----|-------|-----|----|---|---|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 16 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 全配送校の見学の機会を頂けないでしょうか。                                                                                                                          | 学校と調整中です。<br>詳細は、募集要項等公表時に示します。                               |
| 17 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 業務範囲に配送業務、配膳業務が含まれますので、5月中旬に予定されている「現地見学会(募集要項公表時)」では各配送校の見学をさせていただけないでしょうか。                                                                   | No.16を参照してください。                                               |
| 18 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 各配膳校の見学会を開催して頂けないでしょうか。<br>(4月下旬の募集要項等の公表前の春休み頃)<br>資料9や資料14では、判断が付かないところがありますので、ご検討よろしくお願ひ致します。                                               | No.16を参照してください。                                               |
| 19 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 4月下旬 募集要項の公表時に予定事業費(各業務毎)は公表いただけるのでしょうか。                                                                                                       | 募集要項等公表時に総額としての提案限度額を示す予定としています。                              |
| 20 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 6月上旬に募集要項等に関する質問に対する回答期限と、参加資格審査書類の受付期限が設定されておりますが、募集要項等に関する質問の中で、参加資格審査に関係する質問があれば、他質問に先立って質問回答を公表いただければ幸いです。準備書類の関係上、1カ月から3週間程度確保いただければ幸いです。 | 参加資格審査に関係する質問回答時期と参加資格審査書類の受付期限の期間設定に配慮します。                   |
| 21 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 貴市への質問の機会について、募集要項等に関する質問への回答を踏まえたうえで、改めて質問・確認したいことが出てくることもございます。2回目の質問を受け付けていただけないでしょうか。                                                      | 募集要項等に関する質問への回答後に、個別対話の実施を予定していますので、追加の質問・確認事項は個別対話で質問してください。 |
| 22 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 提案書の受付期限について8月中旬となっておりますが、一般のお盆期間に差し掛かり、参加を目指す当事者企業のみならず、外注する印刷等の企業も長期休業になることが予想されます。中旬の中でも前半か後半かだけでも想定をお示しいただけないでしょうか。                        | 提案書の受付期限の期間設定に配慮します。                                          |
| 23 | 実施方針 | 8  | 2.2.1 |     |    |   |   | 事業者の募集・選定スケジュール | 募集要項等に関する質問に対する回答期限から参加資格審査書類の提出までのスケジュールに余裕がありません。回答内容で追加書類を準備することが困難となり選定に参加したくてもできない事態も想定されるため、回答の公表時期等のスケジュールの再検討をお願いできないでしょうか。            | No.22を参照してください。                                               |
| 24 | 実施方針 | 9  | 2.2.2 | (4) |    |   |   | 個別対話(実施方針等公表時)  | 個別対話において現地に伺えない者がいる場合、参加者側にて通信機器を用意してリモートで対話に参加することをお認めいただけないでしょうか。留意事項の通り録音はいたしません。                                                           | リモートでの参加を認めます。                                                |
| 25 | 実施方針 | 10 | 2.2.2 | (4) |    |   |   | 個別対話(実施方針公表時)   | 個別対話で質問した内容の回答については、個別対話の時間内に回答いただけるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                           | 個別対話での質問回答は、極力その場で回答しますが、内容によっては、後日の回答となる可能性があります。            |
| 26 | 実施方針 | 11 | 2.2.2 | (7) |    |   |   | 募集要項等に関する質問受付   | 事業者の提案内容に関する質問については、貴市と調整の上、非公表としていただけないでしょうか。                                                                                                 | 事業者の提案内容に関する質問は、個別対話で質問してください。                                |

| No | 資料名  | 頁              | 章     | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名            | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                |
|----|------|----------------|-------|-----|----|---|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 27 | 実施方針 | 12             | 2.3.1 |     |    |   |   | 参加者の構成等        | 業務範囲において、設計建設業務の中に「調理設備調達業務」、「調理備品調達業務」が、維持管理業務の中に「調理設備保守管理業務」が含まれておりますが、調理設備企業を構員として含む場合は、「その他企業」とするのでしょうか。<br>それとも建設企業の協力業者として参加するようになるのでしょうか。<br>貴市の考え方として、構成員の一つとして「調理設備企業」を「設計企業」「建設企業」などと同列にするお考えはありますでしょうか。                                           | No.9を参照してください。                                    |
| 28 | 実施方針 | 12             | 2.3.1 | ア   |    |   |   | 参加者の構成等        | 調理設備に関する専門企業が事業へ参画する場合は、施設整備契約においては建設企業の要件に該当しないため「その他企業」、運営維持管理期間においては「維持管理企業」または「その他企業」として参加することが可能と理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                         | No.9を参照してください。                                    |
| 29 | 実施方針 | 12             | 2.3.1 | ア   |    |   |   | 参加者の構成等        | 配送専門企業が事業へ参画する場合は、運営企業の要件に該当しないため「その他企業」として参加することが可能と理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                          | 参加資格要件を満たしていれば、配送専門企業をその他企業としていただいて構いません。         |
| 30 | 実施方針 | 12<br>13       | 2.3.2 | (1) |    |   |   | 参加者の資格要件(施設整備) | ア 設計・建設業務の(ケ)調理設備調達業務 / (コ)調理備品調達業務 / (サ)食器・食缶等調達業務に関する業務を請け負う構成企業に関する質問です。<br><br>①参加資格要件は「P13(1)全構成員共通に掲げる条件」でよろしいでしょうか。<br><br>②落札後に貴市と締結する「設計・建設業務請負契約」の契約主体は設計・建設業務に関連する構成員(調理設備に関連する「その他企業」含む)が連名で締結、あるいは異業種JV(調理設備に関連する「その他企業」含む)との締結という理解でよろしいでしょうか。 | ①はNo.9を参照してください。<br><br>②はNo.7を参照してください。          |
| 31 | 実施方針 | 12<br>13<br>18 | 2.3.2 | (1) |    |   |   | 参加者の資格要件(維持管理) | ウ 維持管理業務(エ)調理設備保守管理業務に関する業務を請け負う構成企業に関する質問です。<br><br>①参加資格要件は「P13(1)全構成員共通に掲げる条件」でよろしいでしょうか。<br><br>②落札後に貴市と締結する「維持管理・運営契約」の契約主体は維持管理・運営業務に関連する構成員が連名で締結するという理解でよろしいでしょうか。                                                                                   | ①はNo.9を参照してください。<br><br>②はNo.7を参照してください。          |
| 32 | 実施方針 | 13             | 2.3.2 | (1) |    |   |   | 参加者の資格要件       | 「その他企業」の参加資格要件は全構成員共通に則れば良いのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                        |
| 33 | 実施方針 | 13             | 2.3.2 |     |    |   |   | 参加者の要件         | 厨房機器設備企業、FA業務企業はどの業務に属しますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                              | 参加資格要件を満たしたその他企業とするか、協力企業(下請企業)にするかは、事業者の提案に委ねます。 |

| No | 資料名  | 頁  | 章     | 節   | 細節 | 項 | 目   | 項目名            | 質問事項                                                                                                                                                                                                                   | 回答                                                 |
|----|------|----|-------|-----|----|---|-----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 34 | 実施方針 | 14 | 2.3.2 | (1) |    | ク |     | 選定委員会          | 参加者の資格要件として「選定委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること」とありますが、選定委員会の委員は公表されるのでしょうか。                                                                                                                                        | ご理解のとおりです。<br>募集要項等公表時に示します。                       |
| 35 | 実施方針 | 15 | 2.3.2 | (3) | a) | ア |     | 建築企業           | 建築企業2社又は3社のJVでの参加とご指定されているように見受けられますが、建築企業1社(一次下請けとしての市内企業の積極活用の提案を求める)での参加もお認めいただけないでしょうか。                                                                                                                            | 原案のとおりとします。                                        |
| 36 | 実施方針 | 16 | 2.3.2 | (3) | a) | ウ | (ウ) | 建築企業           | ウを全て満たす企業は数社しかありません。丸亀市内地元企業への発注としてエ(ウ)にて営業所(本社・本店に限る)を有することを要求されるのであればウ(ウ)の条件を見直して頂けませんか。                                                                                                                             | 原案のとおりとします。                                        |
| 37 | 実施方針 | 16 | 2.3.2 | (3) | a) | ウ | (ウ) | 建築企業           | 参加要件ウを全て満たす企業は数社しかなく極めて限定的です。本事業に参画を予定しておりますので、丸亀市内地元企業への発注としてエ(ウ)にて営業所(本社・本店に限る)を有することを要求されるのであればウ(ウ)の条件を緩和して頂けないでしょうか。                                                                                               | No.36を参照してください。                                    |
| 38 | 実施方針 | 16 | 2.3.2 | (3) | a) | ウ | (オ) | 配置予定技術者の施工実績要件 | 配置予定技術者の要件として、施工実績(1棟の延床面積900㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築一式工事の施工経験)がありますが、提案書提出予定から1年以上先の工事に対して、予定技術者を特定することは困難と考えます。<br>配置予定技術者の要件を「工事着手時点で監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること」にすることとし、工事着手時に上記要件を満たす技術者を選任することは可能でしょうか。 | 原案のとおりとしますが、提案時には複数の候補者の提案を認めます。詳細は、募集要項等公表時に示します。 |
| 39 | 実施方針 | 16 | 2.3.2 | (3) | a) | ウ | (オ) | 配置予定技術者の施工実績要件 | 配置予定技術者の要件として、施工実績(1棟の延床面積900㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築一式工事の施工経験)とあります。<br>提案書提出から1年以上先の工事に対し、予定技術者を特定することは厳しいため、配置予定技術者の要件を【工事着手時点で監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する】に変更頂く事は可能でしょうか。                                   | No.38を参照してください。                                    |
| 40 | 実施方針 | 16 | 2.3.2 | (3) | a) | ウ | (オ) | 配置予定技術者の施工実績要件 | 配置予定技術者の要件として、施工実績(1棟の延床面積900㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築一式工事の施工経験)がありますが、提案書提出予定から1年以上先の工事に対して、予定技術者を特定することは困難と考えます。<br>配置予定技術者の要件を「工事着手時点で監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること」にすることは可能でしょうか。                            | No.38を参照してください。                                    |

| No | 資料名  | 頁        | 章     | 節   | 細節       | 項 | 目   | 項目名                             | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                              | 回答                                                   |
|----|------|----------|-------|-----|----------|---|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 41 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | a)       | ウ | (オ) |                                 | 配置予定技術者の要件が定められていますが、提案書の提出日から着工まで1年以上の期間があるため、配置予定の技術者を特定することは困難と考えます。参加者の資格要件ではなく、配置予定技術者の要件として、工事着手の時点で監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有することに変更いただけないでしょうか。                                                                                              | No.38を参照してください。                                      |
| 42 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | a)       | ウ | (オ) | 配置予定技術者の施工実績要件                  | 配置予定技術者の要件について、(地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物)の建築工一式の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験がございますが、提案書提出から工事期間までの期間が大変長い為、予定技術者を特定することが難しいと考えております。配置予定技術者の要件を「工事着手時点で監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること」に変更していただけないでしょうか。            | No.38を参照してください。                                      |
| 43 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | a)       | ウ | (オ) | 建築企業                            | 「要件を全て満たす技術者を専任で配置できること。」とありますが、着工まで期間があるため、参加審査書類の提出時点から1名に固定することは困難と思われます。要件を満たす者の複数名の登録や着工前までの技術者の変更などは認められますでしょうか。                                                                                                                            | No.38を参照してください。                                      |
| 44 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | b)<br>c) | ウ |     | 給排水設備企業<br>および電気設備企業<br>の代表企業要件 | 参加要件として丸亀市内に「主たる営業所(本社・本店に限る)を有すること」とありますが、本計画の施工難度を鑑みると市内企業で対応可能な企業は限りなく少なく、コンソーシアムの組成は困難と考えます。地域経済への貢献の重要性も考慮して、給排水企業及び電気設備企業の参加要件を建築企業の条件と同様に、「準市内企業(丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する企業)と市内企業(丸亀市内に主たる営業所(本社・本店)を有する企業)の特定建設工事共同企業体とさせていただきますでしょうか。 | 給排水設備企業及び電気設備企業の要件ア～オを満足すべき企業の条件を変更します。別紙1を参照してください。 |
| 45 | 実施方針 | 16<br>17 | 2.3.2 | (3) | b)<br>c) | ウ |     | 給排水設備企業<br>および電気設備企業<br>の代表企業要件 | 参加要件として丸亀市内に「主たる営業所(本社・本店に限る)を有すること」とありますが、本計画の施工難度を鑑みると市内企業で対応可能な企業は限りなく少なく、コンソーシアムの組成は困難と考えます。地域経済への貢献の重要性も考慮して、給排水企業及び電気設備企業の参加要件を建築企業の条件と同様に、準市内企業(丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する企業)と市内企業(丸亀市内に主たる営業所(本社・本店)を有する企業)の特定建設工事共同企業体とすることは可能でしょうか。    | No.44を参照してください。                                      |

| No | 資料名  | 頁     | 章     | 節   | 細節       | 項 | 目 | 項目名                  | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 回答              |
|----|------|-------|-------|-----|----------|---|---|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 46 | 実施方針 | 16、17 | 2.3.2 | (3) | b)c)     |   |   | 給排水設備企業の要件、電気設備企業の要件 | 市内本社の給排水設備企業及び電気設備企業が構成員となることが参加要件と見受けられます。市内企業への経済貢献を推進するためのものと考えられますが、「市内設備工事企業の積極的な活用」を条件(審査加点含む)とすることに変更していただけないでしょうか。<br>高度な専門性・経験値が必要となるため、業務品質の確保・リスク責任が担保できるスキームを柔軟に提案させてもらいたいと考えております。<br>市内企業が構成企業でなくとも、一次下請けとして積極活用は可能であり、結果として市内企業に対する発注額の確保は十分に期待できると考えます。その市内企業への発注額を審査加点評価としていただくことで、応募者のモチベーションにもつながります。 | No.44を参照してください。 |
| 47 | 実施方針 | 16、17 | 2.3.2 | (3) | b)c)     |   |   | 給排水設備企業の要件、電気設備企業の要件 | 給食センターにおける設備工事は高度な専門性と経験値が必要となる重要な業務となると認識しています。①給排水設備工事及び電気設備工事は建築企業の受託範囲とする(一次下請けとしての市内企業の積極活用の提案を求める)。もしくは②建築企業、給排水設備企業、電気設備企業で構成するものの各設備企業の参加要件として、工事は給食センターの設備工事実績のある企業との設備工事JVを可とするなどの変更をご検討をお願いします。                                                                                                               | No.44を参照してください。 |
| 48 | 実施方針 | 16    | 2.3.2 | (3) | b)       | ウ |   | 給排水設備企業の要件           | 給排水設備企業ならびに電気設備企業の参加資格要件について、「県内」企業としていただけますようお願いいたします。昨今、全国的に設備工事の需要が爆発的に伸びています。一方で設備需要に対して人手が不足に、設備企業が応札しないケースも多く見受けられます。売り手市場のなか、現要件では特定の設備企業とグループを組成できた者のみが参加可能となります。本件における競争性が確保できないことにもつながりますので、ご配慮をお願い致します。                                                                                                       | No.44を参照してください。 |
| 49 | 実施方針 | 17    | 2.3.2 | (3) | b)<br>c) | ウ |   | 電気設備企業の参加要件          | 参加要件として丸亀市内に「主たる営業所(本社・本店に限る)を有すること」とありますが、本計画の施工難度を鑑みると市内企業で対応可能な企業は限りなく少なく、コンソーシアムの組成は困難と考えます。<br>地域経済への貢献の重要性も考慮して、電気設備企業の参加要件を建築企業の条件と同様に、「準市内企業(丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する企業)と市内企業{丸亀市内に主たる営業所(本社・本店)を有する企業}の特定建設工事共同企業体とすることは可能でしょうか。                                                                             | No.44を参照してください。 |

| No | 資料名  | 頁        | 章     | 節   | 細節       | 項 | 目 | 項目名         | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                    | 回答              |
|----|------|----------|-------|-----|----------|---|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 50 | 実施方針 | 17       | 2.3.2 | (3) | C)       | ウ |   | 電気設備企業の要件   | 給排水設備企業ならびに電気設備企業の参加資格要件について、「県内」企業としていただけますようお願いいたします。昨今、全国的に設備工事の需要が爆発的に伸びています。一方で設備需要に対して人手が不足に、設備企業が応札しないケースも多く見受けられます。売り手市場のなか、現要件では特定の設備企業とグループを組成できた者のみが参加可能となります。本件における競争性が確保できないことにもつながりますので、ご配慮をお願い致します。                      | No.44を参照してください。 |
| 51 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | b)       | ウ |   | 給排水設備企業の要件  | 「営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。」とありますが、事業規模や各社の技術者の配置が必要な要件から、参加可能な企業がかなり限定されると思われます。建築JVと同様の要件で、JVでの参加は認められるのでしょうか。                                                                                                                     | No.44を参照してください。 |
| 52 | 実施方針 | 16<br>17 | 2.3.2 | (3) | b)<br>c) | ウ |   | 給排水設備企業参加要件 | 参加要件として丸亀市内に「主たる営業所(本社・本店に限る)を有すること」とありますが、本計画の施工難度を鑑みると市内企業で対応可能な企業は限りなく少なく、コンソーシアムの組成は困難と考えます。地域経済への貢献の重要性も考慮して、給排水企業の参加要件を建築企業の条件と同様に、「準市内企業(丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する企業)と市内企業(丸亀市内に主たる営業所(本社・本店)を有する企業)の特定建設工事共同企業体とすることは可能でしょうか。 | No.44を参照してください。 |
| 53 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | b)       | ウ |   | 給排水設備企業の要件  | 下請として市内企業を積極的に活用することを条件としてa)ウ(ウ)にある建設企業の参加要件と同様「丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。」の表現に変更いただけないでしょうか。                                                                                                                                       | No.44を参照してください。 |
| 54 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | b)       | ウ |   | 給排水設備企業の要件  | 「営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。」とありますが、事業規模や各社の技術者の配置が必要な要件から、参加可能企業がかなり限定的になると思われます。給排水設備企業においても建築JVと同様の要件(代表者の要件も含む)で、JVでの参加は認められるのでしょうか？                                                                                              | No.44を参照してください。 |
| 55 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | b)       | ウ |   | 給水設備企業の要件   | 市内に主たる営業所(本社・本店)を有する事とありますが、この要件では参加出来る企業がかなり限られ、競争性が激減すると考えます。県内企業に窓口を広げて頂けないでしょうか。                                                                                                                                                    | No.44を参照してください。 |
| 56 | 実施方針 | 16       | 2.3.2 | (3) | b)       |   |   | 給排水設備企業     | アからオを全て満たす企業は数社しかないと思われます。本事業に参画したいので県内企業も認めて頂けませんか。市内業者限定であれば特定の企業と組めた事業者しか参加できないと思います。                                                                                                                                                | No.44を参照してください。 |

| No | 資料名  | 頁     | 章     | 節   | 細節       | 項 | 目 | 項目名                 | 質問事項                                                                                                                                      | 回答                                               |
|----|------|-------|-------|-----|----------|---|---|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 57 | 実施方針 | 16    | 2.3.2 | (3) | b)       |   |   | 給排水設備企業             | 参加要件について、ア～オを全て満たす企業は数社しかないと思われます。本事業に参画し、将来を担う子供たちのために、長年の経験を駆使し、より良い厨房設備のご提案をさせていただきたく存じますので市外業者も認めて頂けませんか。                             | No.44を参照してください。                                  |
| 58 | 実施方針 | 16.17 | 2.3.2 | (3) | b)<br>c) |   |   | 給排水設備企業・電気設備企業の参加要件 | 給排水設備企業ならびに電気設備企業の参加資格要件について、建築企業の下請けとして参加する場合には、建築企業が建築一式工事を請負うことができれば、給排水設備企業及び電気設備企業の要件は、不要であるとの認識でよいでしょうか。                            | 給排水設備企業及び電気設備企業を建築企業の下請とすることは認めません。必ず構成員としてください。 |
| 59 | 実施方針 | 16    | 2.3.2 | (3) | b)       |   |   | 給排水設備企業の要件          | 給排水設備企業は、構成員に属さなければいけないでしょうか。構成員ではなく、建設企業の請負企業での参画でもよろしいでしょうか。                                                                            | No.58を参照してください。                                  |
| 60 | 実施方針 | 17    | 2.3.2 | (3) | b)       | オ |   | 給排水設備企業の要件          | 「要件を全て満たす技術者を専任で配置できること。」とありますが、着工まで期間があるため、参加審査書類の提出時点から1名に固定することは困難と思われます。要件を満たすものの複数名の登録や着工前までの技術者の変更などは認められますでしょうか。                   | No.38を参照してください。                                  |
| 61 | 実施方針 | 16    | 2.3.2 | (3) | c)       |   |   | 電気設備企業              | アからオを全て満たす企業は数社しかないと思われます。本事業に参画したいので県内企業も認めて頂けませんか。市内業者限定であれば特定の企業と組めた事業者しか参加できないと思います。                                                  | No.44を参照してください。                                  |
| 62 | 実施方針 | 17    | 2.3.2 | (3) | c)       |   |   | 電気設備企業              | 参加要件についてア～オを全て満たす企業は数社しかないと思われます。本事業に参画したいので市外業者も認めて頂けませんか。                                                                               | No.44を参照してください。                                  |
| 63 | 実施方針 | 17    | 2.3.2 | (3) | C)       | ウ |   | 電気設備企業の要件           | 「営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。」とありますが、事業規模や各社の技術者の配置が必要な要件から、参加可能企業がかなり限定的になると思われます。電気設備企業においても建築JVと同様の要件(代表者の要件も含む)で、JVでの参加は認められるのでしょうか？ | No.44を参照してください。                                  |
| 64 | 実施方針 | 17    | 2.3.2 | (3) | C)       | ウ |   | 電気設備企業の要件           | 市内に主たる営業所(本社・本店)を有する事とありますが、この要件では参加出来る企業がかなり限られ、競争性が激減すると考えます。県内企業に窓口を広げて頂けないでしょうか。                                                      | No.44を参照してください。                                  |
| 65 | 実施方針 | 17    | 2.3.2 | (3) | C)       | ウ |   | 電気設備企業の要件           | 「営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。」とありますが、事業規模や各社の技術者の配置が必要な要件から、参加可能な企業がかなり限定されると思われます。建築JVと同様の要件で、JVでの参加は認められるのでしょうか。                       | No.44を参照してください。                                  |

| No | 資料名  | 頁  | 章     | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名                        | 質問事項                                                                                                                                                                                             | 回答                                                                                     |
|----|------|----|-------|-----|----|---|---|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 66 | 実施方針 | 17 | 2.3.2 | (3) | c) |   |   | 電気設備企業の要件                  | 電気設備企業は、構成員に属さなければいけないでしょうか。構成員ではなく、建設企業の請負企業での参画でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                    | No.58を参照してください。                                                                        |
| 67 | 実施方針 | 18 | 2.3.2 | (3) | C) | オ |   | 電気設備企業の要件                  | 「要件を全て満たす技術者を専任で配置できること。」とありますが、着工まで期間があるため、参加審査書類の提出時点から1名に固定することは困難と思われます。要件を満たすものの複数名の登録や着工前までの技術者の変更などは認められますでしょうか。                                                                          | No.38を参照してください。                                                                        |
| 68 | 実施方針 | 18 | 2.3.2 | (5) |    |   |   | 維持管理企業                     | 「平成27年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した維持管理業務を元請として完了した実績」について、建物用途は給食センター以外の用途でも宜しいでしょうか。また、維持管理業務の実績としてPFI事業実績の提出を検討しております。その場合、PFI事業は長期契約の事業となりますので、設立されたSPCから受託して1カ年以上経過し、現在も継続している維持管理業務を実績としても宜しいでしょうか。 | 前段、後段ともに認めます。                                                                          |
| 69 | 実施方針 | 18 | 2.3.2 | (5) |    |   |   | 維持管理企業の資格要件                | 維持管理企業の資格要件に、給食センターの維持管理経験がありません。給食センターという特殊な施設を長期に維持管理するにあたり、知識と経験が必要なことから、資格要件に経験を有することとしていただきたい。                                                                                              | 原案のとおりとします。                                                                            |
| 70 | 実施方針 | 18 | 2.3.2 | (5) |    |   |   | 維持管理企業の資格要件                | 維持管理企業の参加要件で、国または地方公共団体が発注した維持管理業務を元請として完了した実績を有していることと記載がありますが、PFI事業でSPCの構成企業としてSPCからの業務請負も要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。                                                                             | No.68を参照してください。                                                                        |
| 71 | 実施方針 | 19 | 2.4.1 |     |    |   |   | 審査及び選定に関する基本的な考え方          | 「市は、参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者及び市職員で構成する選定委員会を設置する。」とありますが、想定される委員についてご教示いただけないでしょうか。                                                                                                             | No.34を参照してください。                                                                        |
| 72 | 実施方針 | 19 | 2.4.2 | (5) | a  |   |   | 著作権                        | 提案書の公開・公表について、提案書には参加者にとって秘匿性の高い内容(技術・ノウハウ等)を含むことから、公開・公表に際しては貴市と参加者にて非公表・非公開を希望する箇所の協議をさせていただけないでしょうか。                                                                                          | ご意見のとおり、提案書の一部を公開又は公表する場合は、公表内容を協議します。ただし、優先交渉権者の公表及び丸亀市情報公開条例に基づく公開又は公表は、この限りではありません。 |
| 73 | 実施方針 | 22 |       |     |    |   |   | 表 リスク分担表<br>法令変更<br>No.2,3 | 法制度の法には、各行政機関の指導や法解釈の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                      | ご理解のとおりです。                                                                             |

| No | 資料名  | 頁  | 章    | 節  | 細節 | 項 | 目 | 項目名        | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 回答             |
|----|------|----|------|----|----|---|---|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 74 | 実施方針 | 22 | 3    |    |    |   |   | 表 リスク分担(案) | <p>昨今の物価上昇・人件費の上昇に対応するため、物価改定における指標はより業務の実情に合わせた下記にてご検討いただけないでしょうか。</p> <p>&lt;設計・建設業務&gt;<br/> <b>■建築業務・・・建設物価</b>(財団法人建設物価調査会発行)の高松の建築費指数における「建築」<br/> <b>■電気設備・機械設備・・・建設物価</b>(財団法人建設物価調査会発行)の高松の建築費指数における「設備」<br/>         &lt;維持管理業務&gt;<br/> <b>■保守管理・・・最低賃金</b><br/> <b>■修繕・・・建設物価</b>(財団法人建設物価調査会発行)の高松の建築費指数における「建築」<br/>         &lt;運営業務&gt; 企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」</p>                                       | 参考にさせていただきます。  |
| 75 | 実施方針 | 22 | 3.2. |    |    |   |   | リスク分担表(案)  | <p>14・15ともに「物価や労務費等の変動」のリスク区分について再検討をお願いします。<br/>         具体的には※1、※2にある±1.5%は事業者負担という条件をゼロとするようご検討お願いいたします。<br/>         本意見はご承知の通り日本PFI・PPP協会より内閣府へかねてより提言している内容であり、DBOも含む長期案件において先行自治体案件でもすでに一般的な考え方となっています。</p> <p>特に15年間という長期間の受託を前提とする当社(運営企業)にとっては予測が不可能なことより許容できないリスクと整理をしているため参加が出来ないものとなります。</p> <p>また、仮に参加を目指す企業がいたとしてもリスク費を上乗せせざる得ないため、応札金額が大幅に上昇する、もしくは応札金額に収まらずに断念することに繋がるため発注者である自治体にとってもデメリットとなると考えます。</p> | 参考にさせていただきます。  |
| 76 | 実施方針 | 22 | 3.2. | 3  |    |   |   | 表 リスク分担(案) | <p>昨今の物価上昇を鑑み、物価スライドの起算日は提案書の受付期限日としていただけないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 参考にさせていただきます。  |
| 77 | 実施方針 | 22 | 3.2. | 15 |    |   |   | 表リスク分担(案)  | <p>「施設供用開始前の物価や労務費等の変動」について、物価スライドの基準等をお示しください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 募集要項等公表時に示します。 |

| No | 資料名  | 頁  | 章    | 節  | 細節 | 項 | 目 | 項目名                       | 質問事項                                                                                                                                                                                          | 回答             |
|----|------|----|------|----|----|---|---|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 78 | 実施方針 | 24 | 3.2. | 3  |    |   |   | 表 リスク分担表<br>(案)           | 施設整備費に関連する「施設供用開始前の物価や労務費等の変動」について、現在の規定では事業者が±1.5%以内の負担を求められていますが、内閣府政策審議官からの通達(府政経シ第24号 令和6年1月19日「PFI/PPP事業における物価変動の影響への対応について」)に基づき、物価変動をサービス対価に適切に反映させるために、物価変動に係る事業者リスクをゼロにしていだけないでしょうか。 | 参考にさせていただきます。  |
| 79 | 実施方針 | 24 | 3.2. | 3  |    |   |   | 表 リスク分担表<br>(案)           | 物価変動のうち施設整備費に係る「施設供用開始前の物価や労務費等の変動」に関しましては、内閣府政策審議官からの通達(府政経シ第24号 令和6年1月19日「PFI/PPP事業における物価変動の影響への対応について」)に基づき、サービス対価改定の起算日を入札公告日としていただけないでしょうか。                                              | 参考にさせていただきます。  |
| 80 | 実施方針 | 22 | 3.2. | 15 |    |   |   | 表 リスク分担表<br>物価変動<br>No.15 | 施設供用開始後の物価や労務費の変動について、入札時の物価指数と運営開始時の物価指数の上昇率に応じて、物価変動されるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                      | 募集要項等公表時に示します。 |
| 81 | 実施方針 | 22 | 3.2. | 15 |    |   |   | 表 リスク分担表<br>物価変動<br>No.15 | 維持管理・運営期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増大に関して、使用する物価変動の指数は「厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者30人以上。」の指数を採用頂きますようお願いいたします。                                                                | 参考にさせていただきます。  |
| 82 | 実施方針 | 22 | 3.3  |    |    |   |   | 事業の実施状況<br>の監視            | 表 リスク分担(案) 共通段階の物価変動リスク 整理 No.15について、物価変動リスクの低減のため、運営・維持管理業務にかかる物価変動指標の起算日は入札公告日としていただけないでしょうか。                                                                                               | 参考にさせていただきます。  |
| 83 | 実施方針 | 22 | 3.2  | 15 |    |   |   | 表 リスク分担表<br>物価変動<br>No.15 | (※2)運営・維持管理業務では規定するの指標に基づき、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定していると記載ございます。これは、事業期間全体のサービス対価ということではなく、維持管理運営期間の年間サービス対価の1.5%という理解でよろしいでしょうか。                                                    | 募集要項等公表時に示します。 |
| 84 | 実施方針 | 22 | 3.2  | 15 |    |   |   | 表 リスク分担表<br>物価変動<br>No.15 | (※2)運営・維持管理業務では規定するの指標に基づき、-1.5%以上+1.5%以下の物価変動は事業者が負担することを予定していると記載ございますが、「消費者物価指数」などの指数を選択されますと、入札時から運営・維持管理開始時までの指数の変動が1.5%に届かない可能性がございます。物価変動指数は、人件費の高騰などを考慮していただけますようお願いいたします。            | 参考にさせていただきます。  |

| No | 資料名  | 頁  | 章     | 節   | 細節  | 項 | 目 | 項目名                                       | 質問事項                                                                                                                                                                                           | 回答                                                                       |
|----|------|----|-------|-----|-----|---|---|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 85 | 実施方針 | 22 | 3.2   | 3   |     |   |   | 表 リスク分担表<br>(案)                           | 議会の議決が得られない場合、市、事業者の両者の負担となっておりますが、事業者負担になる場合というのはどのような事由が想定されますでしょうか。                                                                                                                         | 議会の議決が得られない場合、それまでにかかった費用や将来予定されていた利益の損失は、市・事業者の各自で負担します。                |
| 86 | 実施方針 | 23 | 3.2   | 43  |     |   |   | 表リスク分担(案)                                 | 「工事監理の不備」について、具体的な事例をお示ください。                                                                                                                                                                   | 例えば、建築士法第18条3項違反があげられます。                                                 |
| 87 | 実施方針 | 24 | 3.2   |     |     |   |   | 事業の実施状況<br>の監視                            | 表 リスク分担(案) 運営・維持管理段階の需要変動リスク整理No.57について、需要変動による委託費増減の対象は変動費のみで、一般的に固定費とみなされる維持管理業務は需要変動による委託料見直しの対象外と考えて宜しいでしょうか。                                                                              | 募集要項等公表時に示します。                                                           |
| 88 | 実施方針 | 24 | 3.2   | 60  |     |   |   | 表リスク分担表<br>(案)<br>No60<br>食品検収補助・<br>保管業務 | 「検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの」で負担者が「事業者」になっています。要求水準(案)で事業者の業務は、検収補助にも係わらず、検収業務における食中毒・異物混入リスクの全責任を事業者で負うのはかなり厳しいと言えます。つきましては、No60の負担者は「市/事業者、両方に○」とし、「検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの※帰責事由とする」に変更お願いします。 | ご意見を踏まえ、募集要項等に反映させます。<br>なお、食中毒等が発生した場合の原因究明の調査は、事業者の責任と負担により実施するものとします。 |
| 89 | 実施方針 | 24 | 3.2   | 60  |     |   |   | 表 リスク分担(案)                                | リスク分担(案)整理NO.60で検収業務における食品の異常の見落とし等によるものが、事業者側にリスク負担となっておりますが、こちらは市と事業者との折半での分担とならないでしょうか。<br>食材内に混入していた微細な異物は目視確認が難しく、食材発注権がない運営企業にとってはリスク負担が過大と思われます。                                        | No.88を参照してください。                                                          |
| 90 | 実施方針 | 24 | 3.2.  | 73  |     |   |   | リスク分担表(案)                                 | 73「交通事情の悪化による運搬費の増大」について、67同様に「通常想定できない要因によるもの」は事業者では負担できないため、自治体負担とするようご検討ください。                                                                                                               | 通常の見込み可能な範囲外の交通事情の悪化については、不可抗力として取り扱うことを想定しています。<br>詳細は、募集要項等公表時に示します。   |
| 91 | 実施方針 | 24 | 3.2   | 73  |     |   |   | 表 リスク分担(案)                                | 運営費増大の項目で交通事情の悪化による運搬費の増大が事業者負担となっておりますが、本事業に関わる影響ではないため市側の負担としていただけますでしょうか。                                                                                                                   | No.90を参照してください。                                                          |
| 92 | 実施方針 | 25 | 4.4.1 |     |     |   |   | 本件施設用地の<br>立地条件等                          | 本件施設用地の立地条件等については、現段階～提案書作成段階において、個別に関係官庁等と協議可能と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                  | 事業者で個別に確認してください。                                                         |
| 93 | 実施方針 | 45 | 5.3.1 | イ   | (ケ) | e |   | アレルギー対応食<br>の提供                           | 食器は、アレルギー対象児童生徒用を分けて配送する必要がありますでしょうか。                                                                                                                                                          | 要求水準を満たすことを条件に、アレルギー対応食の配送方法は事業者の提案に委ねます。                                |
| 94 | 実施方針 | 45 | 6.2.1 | (2) |     |   |   | 調理実習室                                     | 調理実習台は、常設配でしょうか。移動式配膳台にて必要な時に据付できる機種とし、研修室と兼ねてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                      | 調理実習台は移動式も可とします。<br>また、調理実習室と研修室の兼用も可としますが、双方の要求水準を満たしてください。             |

| No | 資料名  | 頁  | 章     | 節   | 細節  | 項 | 目   | 項目名     | 質問事項                                        | 回答                                                                            |
|----|------|----|-------|-----|-----|---|-----|---------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 95 | 実施方針 | 56 | 6.2.1 | (1) |     | d |     | 泥落とし室   | 泥落とし室は、荷受室に隣接して野菜下処理室とはパズスルーではない提案は可能でしょうか。 | 泥落とし室について、荷受室との隣接と野菜下処理室とのパズスルーは提案に委ねますが、要求水準書に示すとおり泥が野菜下処理室に進入しないよう配慮してください。 |
| 96 | 実施方針 | 80 | 6.3.4 | ア   | (イ) | a | (a) | 冷蔵庫・冷凍庫 | プレハブ冷蔵庫の外装は、一般的なパネル材質でよろしいでしょうか。            | 調理場内に設置するため衛生面、安全面、防錆等の耐久性に配慮したものとしてください。                                     |
| 97 | 実施方針 | 85 | 6.3.7 | ウ   | (エ) |   |     | 食缶等     | 食缶の最大の組合せをご教示ください。                          | No.281を参照してください。                                                              |

| No  | 資料名      | 頁  | 章     | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名      | 質問事項                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                                       |
|-----|----------|----|-------|---|-----|---|---|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 98  | 要求水準書(案) | 4  | 1.4.5 |   |     |   |   | 渡り廊下     | 新センター整備後、渡り廊下が完成するまでの調理員等の移動は、屋外に出て移動すると理解していますが、よろしいでしょうか。                                                                                                                  | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                               |
| 99  | 要求水準書(案) | 9  | 1.4.8 |   |     |   |   | 本件施設用地概要 | 北西側の用地境界にある水路が本件施設用地に含まれることが判明した場合、水路において維持管理業務(巡視点検作業や清掃作業)が発生するものと思慮します。この役割区分および作業費用については貴市と事業者にて打合せのうえ、事業者が実施する作業については貴市から追加委託業務として発注いただくものと考えて宜しいでしょうか。                 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                               |
| 100 | 要求水準書(案) | 9  | 1.4.8 |   |     |   |   | 本件施設用地概要 | 液状化に関して、事業者の対応策にもかかわらず液状化に起因する本件施設等の修繕・更新が必要になった場合、不可抗力とみなすものと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                               |
| 101 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | イ | (ウ) |   |   | 献立方式     | 「牛乳パックは本件施設に持ち帰り処理する」とありますが、想定している牛乳パックの処理方法をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                 | 当日分残菜と共に学校給食センターでパッカー車に積み込み、処分するものとします。                                                                                                                                  |
| 102 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | イ | (ウ) |   |   | 献立方式     | 牛乳パックは本件施設にて処理とありますが、未開封の牛乳や飲み残しについては、どのような対応になりますでしょうか。                                                                                                                     | 未開封の牛乳や飲み残しは、学校で処分し、本件施設での対応は想定していません。                                                                                                                                   |
| 103 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | イ | (ウ) |   |   | 献立方式     | 牛乳パックや飲み残しの処理方法をご教示願います。                                                                                                                                                     | No.101,102を参照してください。                                                                                                                                                     |
| 104 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | イ | (ウ) |   |   | 献立方式     | 「揚げパン等は本件施設から配送する。」との記載について、パンは普段学校への直送との記載となっており、揚げパンの日は、センターに納品となるかと存じます。その際の荷受け室、検収検収場所はどちらを想定しておりますでしょうか。                                                                | 野菜荷受室及び野菜検収室を想定しています。                                                                                                                                                    |
| 105 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | イ | (ウ) |   |   | 献立方式     | 「揚げパン等は本件施設から配送する。」との記載について、揚げパンについては、主食用の「角型保温食缶」に配缶するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                       | 衛生的に問題がなく、おいしい揚げパンを提供できるのであれば、使用する食缶の種類は提案に委ねます。                                                                                                                         |
| 106 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | イ | (ウ) |   |   | 献立方式     | 「揚げパン等は本件施設から配送する。」と記載がありますが、食缶はP85記載の天ぷらバットを使用するとの理解で宜しいでしょうか。<br>揚げパンのサイズ、1クラスの人数によっては、1食缶で入らないケースもありますが、その場合は、深型組バットなど他の空いている食缶を使用するのでしょうか。<br>揚げパンのサイズや食缶の使用についてご教授ください。 | 前段・中段について、現在は、天ぷらバット、一重食缶を使用しています。衛生的に問題がなく、おいしい揚げパンを提供できるのであれば、食缶の種類は提案に委ねます。<br>後段のパンは5種類、各サイズは、[30g]60x120、[40g]65x135、[50g]70x145、[60g]75x150、[30g]80x165(単位はミリ、実測値) |
| 107 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | ウ | (イ) |   |   | 施設形態     | 給食調理エリアは、2階に配置することも可とありますが、2階に設置する部屋については提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                               |

| No  | 資料名      | 頁  | 章     | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名            | 質問事項                                                                                                                                                                           | 回答                                                                                                                                  |
|-----|----------|----|-------|---|----|---|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 108 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 本島学校給食センターについて | 本島学校給食センターで調理できない調理とは具体的に何を想定していますでしょうか。                                                                                                                                       | 正規調理員の病気等による欠勤や調理設備等故障等により、本島学校給食センターが稼働できない場合を想定しています。                                                                             |
| 109 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 広島小学校・中学校への配送回収について、対象生徒数が計2名になりますので、個別の弁当容器での配送になりますでしょうか。<br>また、配送時は丸亀港11時10分発に合わせて受け渡しになりますが、仮に海上の状況により、船が出航しない場合や、丸亀港への配送到着が遅れた場合には、どのような対応を想定しておりますでしょうか。                 | 前段について、広島小・中学校への給食配送に関して、教職員分も含まれます。弁当容器での対応は困難と思われます。給食対象者数は募集要項時に示します。<br>後段について、船が出航しない場合に関しては、市が広島小・中学校に配備する非常用保存食での対応を予定しています。 |
| 110 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 本島学校給食センターで調理できない場合の調理等について、実際に想定される場合はどのような事象が起きたときでしょうか。またその頻度も想定がありましたらご教示ください。<br>また、配送計画作成時には本島学校給食センターで調理できないことを想定した上で、配送計画を策定した方がよろしいでしょうか。※配送車両の台数や大きさにも影響が出る可能性があります。 | 前段については、No.108を参照してください。頻度については、月1回程度を想定してください。<br>後段については、ご理解のとおりです。                                                               |
| 111 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 船輸送を利用する学校の配送において、何らかの事情で船が運行していない場合は、給食提供不全については事業者の帰責の範囲外という理解でよろしいでしょうか。                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                          |
| 112 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 「広島へ配送した食缶類は・・・」と記載がありますが、「食缶類」とは要求水準書(案)P85ウ(エ)の表記載の保温コンテナとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                     | 保温コンテナ及びコンテナに梱包する食器類を含みます。                                                                                                          |
| 113 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 本施設からの広島小学校・中学校の食缶類(保温コンテナ)や食器類の丸亀港までの運搬は配送コンテナに積載しての運搬等、丸亀市様で想定している運搬方法はあるのでしょうか。                                                                                             | 提案に委ねます。                                                                                                                            |
| 114 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 配送コンテナに積載しての運搬の場合、広島小学校・中学校への配送回収方法は配送コンテナごと船で輸送するとの理解でよろしいでしょうか。または、P85記載の保温コンテナのまま手渡しでしょうか。                                                                                  | 保温コンテナのまま手渡しを想定しています。                                                                                                               |
| 115 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地      | 「翌日の広島給食配送の際に前日分を持ち帰る」と記載がありますが、広島小学校・中学校の食器、食缶、配送コンテナごと船で輸送する場合は配送コンテナは2回転分必要との理解でよろしいでしょうか。                                                                                  | 保温コンテナが2回転分必要となります。<br>No.116も参照してください。                                                                                             |

| No  | 資料名      | 頁  | 章     | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名       | 質問事項                                                                                                                                                 | 回答                                                                                                                          |
|-----|----------|----|-------|---|----|---|---|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 116 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地 | 【広島小学校・中学校への配送回収方法】について、下記内容をご教授ください。<br>①丸亀港11:10発とありますが、何分前までに配送すれば良いでしょうか。<br>②食器や備品などは蓋つきの容器に入れて配送すれば良いでしょうか。                                    | ①については、10分前に港で待機し、船に積込むまでを行ってください。その後、前日分保温コンテナを回収してください。<br>②については、保温コンテナ内に収納することを想定しています。                                 |
| 117 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地 | 【本島学校給食センターで調理できない場合の調理等】について、下記内容をご教授ください。<br>①調理できないとは、どのようなケースがありますでしょうか。<br>②日数としてはどの程度ありますでしょうか。<br>③港への配送回収時間は広島と同じでしょうか。                      | ①については、No.108を参照してください。<br>②については、No.110を参照してください。<br>③については、丸亀港10:40発にて配送、13:05着で当日分回収を想定してください。食缶の回収が当日分となる点が広島の場合と異なります。 |
| 118 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | カ |    |   |   | 配送校とその所在地 | 本島学校給食センターで調理できない場合の20食は本施設で調理、配缶、配送するとありますが、本島小学校・本島中学校分の食器・食缶・保温コンテナは本施設で調達するということでしょうか。                                                           | 本島小学校・本島中学校分について、保温コンテナは、事業者にて広島配送分の予備と兼用として調達してください。食器・食缶は、市で調達します。                                                        |
| 119 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 広島小中学校、本島小中学校については、各小中学校の生徒が1ヶ所に集まって喫食する理解で宜しいでしょうか。                                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                                                  |
| 120 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 「※上表の学級数には教職員室は含まれていない。教職員室は1学校1室である。」と記載がありますが、幼稚園についても必要でしょうか。                                                                                     | 幼稚園は不要です。                                                                                                                   |
| 121 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 「※上表の学級数には教職員室は含まれていない。」と記載がありますが、特別支援学級のクラス数も含まれていないと考えてよろしいでしょうか。                                                                                  | ご理解のとおりです。                                                                                                                  |
| 122 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 上表の学級数に特別支援学級のクラス数が含まれている場合、各配送校の特別支援学級のクラス数をご教授して頂けないでしょうか。                                                                                         | 表の学級数には特別支援学級のクラス数は含まれていません。                                                                                                |
| 123 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 「※上表の学級数のほか、18学級を見込むこと。」と記載がありますが、食器、食缶、配送コンテナも表に記載の学級数(特別支援が級数が含まれていない場合の学級数)の合計102学級+広島小学校・中学校を除く、職員室分の合計7学級+18学級分の計127学級数分見込む必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 | 18学級とは、将来4000食となった場合の、予測される小学校の場合の学級数です。<br>食器、食缶、コンテナ、配膳器具は、127学級を調達する必要はありません。「要求水準書/6.3.4./イ/(ウ)/※」を参照してください。            |
| 124 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 食器、食缶、配送コンテナを計127学級分見込む必要がある場合、食器、食缶、配送コンテナの洗浄、消毒も計127学級分見込む必要があるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                     | 食器・食缶・配送コンテナの洗浄、消毒は、計127学級分を見込む必要があります。<br>「要求水準書/6.3.4./イ/(ウ)」にご留意ください。                                                    |
| 125 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 「※上表の学級数のほか、18学級を見込むこと。」とありますが、18学級はどのような学級を想定されているのでしょうか。<br>またこちらの18学級が、どの学校に属しているのかご教示いただけないでしょうか。※配送車両の台数や大きさにも影響が出る可能性がございます。                   | 前段について、18学級とは、将来4000食となった場合の、予測される小学校の場合の学級数です。<br>後段について、想定はありません。                                                         |

| No  | 資料名      | 頁  | 章     | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名       | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                  |
|-----|----------|----|-------|---|----|---|---|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 126 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | <p>・広島小・中学校についてはコンテナでの配送はしないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・表の学級数のほかに18学級見込むとありますが、合計クラス数は表記のクラス数に各校職員室分1クラスを 追加し、そこに18クラスを追加した127クラスでよろしいでしょうか。(広島小中は少人数の為、職員含みで1クラス想定としています。)</p>                                                                                                                                                                                | 前段については、No.114を参照してください。<br>後段については、No.122,123を参照してください。                            |
| 127 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 変動費を算出する上で、事業年度毎の年間食数をご教示下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 募集要項等公表時に示します。                                                                      |
| 128 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | キ |    |   |   | 配送校及び学級数等 | 事業期間15年間について、各年度ごとの予想食数をご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | No.127を参照してください。                                                                    |
| 129 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | ク |    |   |   | 光熱水費の負担   | 昨今の変転する価格上昇に光熱水費の積算の予想が難しく、事業者負担となると相当な余裕を見て計画する必要があります。最近では市負担とされる自治体様も多くございます。見直して頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                             | 原案のとおりとします。                                                                         |
| 130 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | ケ |    |   |   | 光熱水費の負担   | 光熱水費が事業者負担であれば相当な余裕を見て計画する必要があります。最近では市負担とされる自治体様も多くございます。見直して頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | No.129を参照してください。                                                                    |
| 131 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | ケ |    |   |   | 光熱水費の負担   | <p>光熱水費の管理・支払について、昨今のエネルギー高騰により金額の算出見込みが難しく、事業者負担の場合は結果的に安全率をプラスすることでコスト高となる場合があります。</p> <p>また、事業継続にも甚大な影響を与え兼ねないため、光熱水費の費用負担区分は、事業者にとっては参画可否の判断に関わる重大な条件となっております。</p> <p>市側が電力等を調達することで、新電力やグリーン電力の購入など時世に合わせて変更することが可能であり、自治体にとっても自治体の方針を直接的に反映しPR 出来る等のメリットもあり得るかと考えます。</p> <p>事業者からはエネルギーコストの削減につながる提案を募り、公共事業として、光熱水費は自治体が調達及び費用負担としていただけないでしょうか。</p> | No.129を参照してください。                                                                    |
| 132 | 要求水準書(案) | 10 | 1.4.9 | ケ |    |   |   | 光熱水費の負担   | 本件施設の光熱水費の支払いは事業者が実施し、米飯棟の光熱水費について事業者から市に請求するものと考えて宜しいでしょうか。もしくは米飯棟の光熱水費は貴市から契約電力会社に直接支払いとなりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                       | 本件施設・米飯棟の光熱水費の支払いは市が実施し、本件施設の光熱水費について市から事業者に請求することを想定していますが、事業者決定後、協議により支払方法を決定します。 |
| 133 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | ケ |    |   |   | 光熱水費の負担   | 光熱水費の負担は、維持管理・運営期間以降の新センターにかかるものと認識していますが、よろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ご理解のとおりですが、設計・建設業務に係る光熱水費、及び開業準備業務に係る本件施設分の光熱水費も事業者の負担となります。                        |
| 134 | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9 | ケ |    |   |   | 光熱水費の負担   | 既存センターに設置する空調設備に係る光熱水費は貴市に負担していただけるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ご理解のとおりです。                                                                          |

| No  | 資料名      | 頁        | 章              | 節  | 細節  | 項 | 目 | 項目名     | 質問事項                                                                                                                                                                                             | 回答                                                             |
|-----|----------|----------|----------------|----|-----|---|---|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 135 | 要求水準書(案) | 15       | 2.2.2          | ク  |     |   |   | 設計業務    | 市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができることとする。この場合には、事業者は市の求めに応じて設計・建設費の増減額や内訳等の提示及び設計・建設費の調整等に協力すること。<br>→変更が必要な場合は、設計業務に大幅な手戻りが生じない段階にて協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。                       | ご理解のとおりです。                                                     |
| 136 | 要求水準書(案) | 15       | 2.2.2          | サ  |     |   |   | 設計業務    | 既存センター棟及び既存付帯施設(以下「既存センター棟等」という。)の解体撤去業務に係る解体設計を行うこと。<br>→解体設計に必要な既存設計図は全て貸与いただけるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                | 市で保有している既存設計図は貸与します。                                           |
| 137 | 要求水準書(案) | 15<br>17 | 2.2.2<br>2.3.2 | ケエ | (ア) |   |   | 米飯棟改修業務 | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とありますが、米飯棟改修のコストは高額になることが予見され、提案金額に与える影響がかなり大きくなります。<br>各グループの提案内容が公平に比較検討できるよう、米飯棟改修実施の如何を参加グループからの提案ではなく、貴市からの指示としていただきたく存じます。 | 原案のとおりとします。<br>なお、米飯棟改修は必須で求めるものでなく、事業者の任意の提案に委ねていることにご留意ください。 |
| 138 | 要求水準書(案) | 15<br>17 | 2.2.2<br>2.2.3 | ケエ | (ア) |   |   | 米飯棟改修業務 | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とありますが、米飯棟改修のコストは高額になることが予見され、提案金額に与える影響がかなり大きくなります。<br>米飯棟改修内容を貴市からの指示としていただきたく存じます。                                            | No.137を参照してください。                                               |
| 139 | 要求水準書(案) | 17       | 2.2.3.         |    |     |   |   | 建設業務    | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とあります。<br><br>米飯棟改修費用は高額になることが予見され、提案金額に影響を大きく与えます。<br>提案内容(金額含め)が公平に比較検討できるよう、米飯棟改修実施の有無を、貴市から指定して頂く事は可能でしょうか。                  | No.137を参照してください。                                               |
| 140 | 要求水準書(案) | 17       | 2.2.3.         |    |     |   |   | 建設業務    | 「(イ) 上記の改修にあたり、米飯棟の食堂・会議室を改修して調理従事者や配送員控室、倉庫として使用することは可とする。」と記載がありますが、炊飯棟に配送員控室を設けた場合、本施設の配送員控室は炊飯棟の配送員控室と兼用してもよろしいでしょうか。                                                                        | ご理解のとおりです。                                                     |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名         | 質問事項                                                                                                                                                                                                       | 回答                                               |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|---|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 141 | 要求水準書(案) | 17 | 2.2.3. |   |     |   |   | 建設業務        | 本施設の配送員控室を、炊飯棟の配送員控室と兼用することが不可の場合、本施設の配送員控室も炊飯棟と同じように本施設の食堂を配送員控室として使用することは可と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                 | 本件施設の食堂を配送員控室として兼用することは可とします。                    |
| 142 | 要求水準書(案) | 17 | 2.2.3. | エ | (ア) |   |   | 米飯棟         | 米飯棟の改修について、設計・建設各業務内容において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とございますが、米飯棟の改修に関する費用は高額になり、提案金額に大きな影響を与えることが予想されます。各グループの提案内容が公平な観点から比較検討されるように、米飯棟の改修の実施、未実施は参加グループからの提案ではなく、自治体からの方針をお示しいただけないでしょうか。 | No.137を参照してください。                                 |
| 143 | 要求水準書(案) | 17 | 2.2.3. | エ | (ア) |   |   | 改修費用        | 米飯棟を事業者負担によって改修する場合、多額の費用増大が見込まれる他、グループごとの改修内容次第で事業費が大きく左右されることから競争性の確保が阻害される恐れがあります。つきましては、競争性を確保し、公平な評価のため米飯棟の改修を本事業から除外する若しくは貴市より改修計画書をお示しいただけないでしょうか。                                                  | No.137を参照してください。                                 |
| 144 | 要求水準書(案) | 17 | 2.3.2  | エ | (ア) |   |   | 米飯棟改修業務     | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とありますが、米飯棟改修のコストは高額になることが予見され、提案金額に与える影響がかなり大きくなります。各グループの提案内容が公平に比較検討できるよう、米飯棟改修実施の如何を参加グループからの提案ではなく、貴市からの指示としていただきたく存じます。               | No.137を参照してください。                                 |
| 145 | 要求水準書(案) | 17 | 2.3.2  | ケ |     |   |   | 米飯棟改修業務     | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とありますが、米飯棟改修のコストは高額になることが予見され、提案金額に与える影響がかなり大きくなります。各グループの提案内容が公平に比較検討できるよう、米飯棟改修実施の如何を参加グループからの提案ではなく、貴市からの指示としていただきたく存じます。               | No.137を参照してください。                                 |
| 146 | 要求水準書(案) | 17 | 2.2.3. | エ | (ア) |   |   | 改修費用        | 米飯棟を改修する場合、改修費用は貴市から対価としていただけるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                              | 提案時の見積価格に含むものとし、事業者選定後に追加費用で支払うものではないことにご留意ください。 |
| 147 | 要求水準書(案) | 17 | 2.2.4  | エ | (ア) |   |   | 既存施設の解体撤去業務 | 既存学校給食センターの南東側構内出入口付近にある樹木についても、本件施設の供用開始前(建設工事前)撤去してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                           | 左記の撤去は可とします。                                     |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名                               | 質問事項                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                                                                                 |
|-----|----------|----|--------|---|----|---|---|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 148 | 要求水準書(案) | 18 | 2.2.7  | ウ |    |   |   | 既存センターの環境整備業務のうち既存センター空調設備の設置について | 「令和8年6月までに既存センターに空調設備等を設置すること」とありますが、期間およびコストから鑑みると、大規模な空調設置工事は難しく、簡易なものになると予見されます。<br>当該項目を要求水準から外していただくことは可能でしょうか。                                                                                                       | 原案のとおりとします。                                                                                                        |
| 149 | 要求水準書(案) | 18 | 2.2.7. | ウ |    |   |   | 既存センターの空調設備                       | 既設センター内の室温を適切(湿度80%以下、温度25℃以下)に保つためには、換気設備も含めた大規模改修が必要となります。また、令和8年6月までに設置するとの条件下では、設計・工事(春休み・土・日作業)を行う期間が非常に短く、困難な状況と拝察します。<br>つきましては、既設センターの空調設備導入の目的を「調理員の労働環境を改善させること」としたスポットエアコン等とし、施設の解体を考慮しリース方式による設置としてもよろしいでしょうか。 | 左記の提案も可としますが、より調理員の労働環境を改善できる提案を期待しています。<br>なお、本項は調理員の労働環境を改善させることを主目的としており、必ずしも湿度80%以下、温度25℃以下とすることを求めるものではありません。 |
| 150 | 要求水準書(案) | 18 | 2.2.7. | ウ |    |   |   | 既設センターの空調設備                       | 既設センターの空調整備にかかる費用は、対価として貴市からいただけるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                           | 提案時の見積価格に含むものとし、事業者選定後に追加費用で支払うものではないことにご留意ください。                                                                   |
| 151 | 要求水準書(案) | 18 | 2.2.7. | ウ |    |   |   | 既設センターの空調設備                       | 既設センターの空調整備の電源には、既存キュービクルからではなく可搬型等の発電機からの給電としてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | 提案に委ねます。                                                                                                           |
| 152 | 要求水準書(案) | 18 | 2.2.9. |   |    |   |   | 調理設備調達業務                          | 「米飯棟に係る調理設備を継続使用、または新たに調達するかは提案に委ねる。」とありますが、米飯棟の現地見学を実施する事は可能でしょうか。                                                                                                                                                        | 米飯棟の現地見学会は実施を計画しています。<br>募集要項等公表時に示します。                                                                            |
| 153 | 要求水準書(案) | 19 | 2.2.10 |   |    |   |   | 調理備品調達業務                          | 「資料6」に示す調理備品を継続使用することは可とする」とありますが、各備品の現状の状態を確認することは可能でございますでしょうか。                                                                                                                                                          | No.152を参照してください。                                                                                                   |
| 154 | 要求水準書(案) | 22 | 3      | オ |    |   |   |                                   | 調理リハーサルは、米飯棟での調理も可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                                         |
| 155 | 要求水準書(案) | 22 | 3      | カ |    |   |   | 開業準備業務                            | 「開業準備期間中の調理リハーサル、配送リハーサル、試食会等に係る食材費は事業者が負担すること。」とありますが、試食会は何回程度実施を予定しておりますでしょうか。また1回の試食会で何名程度参加することを想定されておりますでしょうか。<br>※開業準備費への影響が考えられます。                                                                                  | 1回、50名程度を想定しています。                                                                                                  |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------|----|--------|---|----|---|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 156 | 要求水準書(案) | 23 | 3      | サ |    |   |   | 会計年度任用職員の雇用について | 第二学校給食センター給食業務に従事する、雇用条件(時給、賞与、労働時間、年間労働日数等)をご教示下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 参考までにホームページ上で公開されている標準的な雇用条件(R7.1現在)を示します。①時給、②賞与、③労働時間、④年間労働日数<br>・調理員 ①時給1,284円～、②年2回計2.6ヵ月分、③7.5時間、④約200日<br>・配送員 ①時給1,127円～、②なし、③4時間、④約200日<br>・配膳員 ①時給1,127円～、②なし、③3.5時間、④約200日 |
| 157 | 要求水準書(案) | 26 | 4.1.6. | オ |    |   |   | 修繕・更新           | 米飯棟について、事業期間中、故障又は破損したもの(建物・設備機器を含む)に必要な修繕等の方法は、事業者の提案によるものとし、これにかかる費用は、年間累計額200万円(税別)として本事業の事業費に含むものとするが、それを越えるものについては市が負担するものとする。<br>とあります。以下2点のご回答をよろしくお願い申し上げます。<br><br>①経年劣化による故障が生じ、入れ替えが必要となった場合(200万以上の金額)の費用も貴市負担との理解でよろしいでしょうか。<br>②事業者の責にて発生したものについては事業者の負担とすること。とありますが、事業者の責とその他事由(経年劣化など)の区別はどのような判断になるのでしょうか。 | ①については、ご理解のとおりです。<br>②については、故障状況等を勘案しながら、事業者と協議のうえ決定します。                                                                                                                             |
| 158 | 要求水準書(案) | 26 | 4.1.6  | オ |    |   |   | 修繕・更新           | 米飯棟の修繕費は毎年度清算となりますでしょうか。また、米飯棟の修繕費は米飯棟・棟内の建築設備・調理設備・事務部品を対象とし、調理備品は含まないとの認識で宜しいでしょうか。また、修繕費の使用用途として、建物の診断費用(修繕の必要な箇所を洗い出すための診断業務)や臨時点検費(設備故障時対応や原因調査)も含むものと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                     | 前段については、毎年度清算とします。<br>中断については、米飯棟の修繕費は米飯棟・棟内の建築設備・調理設備を対象とし、調理備品は含みません。<br>後段については、建物の診断費用(修繕の必要な箇所を洗い出すための診断業務)や臨時点検費(設備故障時対応や原因調査)も含みます。                                           |
| 159 | 要求水準書(案) | 26 | 4.1.6  | オ |    |   |   | 修繕・更新           | 米飯棟にて発生した故障に伴う修繕について、その修繕方法および金額については事業者に一任いただき、他棟での修繕と同様に修繕結果を貴市に報告するものと考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                           |
| 160 | 要求水準書(案) | 26 | 4.1.6. | オ |    |   |   | 修繕・更新           | 米飯棟について、事業期間中年間累計200万円(税別、件数は問わない)と記載がございますが、年間累計が200万円を超え、市の負担となる修繕に関して、事業者が不具合を報告してから修繕が完了するまでに発生した異常・故障等は、市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                           |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目   | 項目名                  | 質問事項                                                                                                                            | 回答                                                                                                          |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 161 | 要求水準書(案) | 26 | 4.1.6. | オ |     |   |     | 修繕・更新                | 米飯棟について、事業期間中、故障又は破損したもの(建物・設備機器を含む)の修繕は年間200万円と記載がありますが、調理設備は含まれないとの認識でよいでしょうか。                                                | No.158を参照してください。                                                                                            |
| 162 | 要求水準書(案) | 26 | 4.1.7. | イ |     |   |     | 事業期間終了時の措置           | 本件建物の欄に接合部のボルトのゆるみ等とありますが、現実的には、内装や耐火被覆により点検することは、難しいと思います。合理的に点検できる範囲との理解でよいでしょうか。                                             | ご理解のとおりです。                                                                                                  |
| 163 | 要求水準書(案) | 27 | 4.1.10 |   |     |   |     | 消耗品の調達               | 米飯棟において使用する消耗品の調達は、本件事業の維持管理業務の対象でしょうか。その場合、米飯棟の設備台帳や事務備品台帳を公表いただけないでしょうか。                                                      | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、設備は「要求水準書/関係資料6-1」を参照してください。事務備品台帳は別途整備しておりますが、同資料の「4 食堂・更衣室備品」に事務備品を記載しています。 |
| 164 | 要求水準書(案) | 27 | 4.2.1  | ア |     |   |     | 対象範囲及び対象業務           | 付帯施設には本件施設用地内の建築物すべてを含む、とありますが、既存の給食センターおよび既存の付帯施設は解体撤去するため本件事業における維持管理業務の対象範囲に含まないとの認識で宜しいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。                                                                                                  |
| 165 | 要求水準書(案) | 28 | 4.2.2. | イ | (ア) |   |     | 運転・監視                | 建物内を定期的に巡視し、各部屋の空気環境状態を確認し、最適な環境の維持に努めること。とございますが、法令遵守のうえ、換気扇等の空気調和設備の状況を確認すればよろしいでしょうか。                                        | 提案に委ねます。                                                                                                    |
| 166 | 要求水準書(案) | 29 | 4.2.2  | ウ | (イ) |   |     | 建築設備保守管理記録の作成、保管及び報告 | 運転日誌・点検記録は電子データのみの保管で可とすると思いますが、これは建築設備保守管理業務にのみ適用され、他の維持管理業務の点検記録等には適用されないとの認識で宜しいでしょうか。                                       | その他の記録も電子データで保管することは妨げません。                                                                                  |
| 167 | 要求水準書(案) | 31 | 4.2.5  | ア |     |   |     | 事務備品保守管理業務           | 米飯棟において使用する事務備品が維持管理業務の対象となる場合、事務備品リストを公表いただけないでしょうか。                                                                           | 市では米飯棟において使用する事務備品の想定はないため、提案に委ねます。                                                                         |
| 168 | 要求水準書(案) | 31 | 4.2.5  | ア |     |   |     | 事務備品保守管理業務           | 4.1.10に「維持管理業務の遂行に必要な消耗品等は、…市事務室等市職員が使用する部分も含めて、全て事業者の調達とする。」とありますが、市職員用事務室内の事務消耗品については市職員の業務遂行のための消耗品ゆえ貴市にて調達する、との認識で宜しいでしょうか。 | 文具類やコピー用紙、トナー等の事務消耗品については、市が調達します。                                                                          |
| 169 | 要求水準書(案) | 32 | 4.2.6  | イ | (ア) | d |     | 共通事項                 | 清掃用具の洗浄・乾燥・保管におけるエリア区分について、貴市の想定があればご教示ください。                                                                                    | 「要求水準書/6.1.」に示す区域区分に応じて、必要な区分を想定してください。                                                                     |
| 170 | 要求水準書(案) | 33 | 4.2.6  | イ | (イ) | b | (e) | 給食エリア(米飯棟の調理場を含む。)   | 特別清掃を実施する学校の長期休業期間とは、春休み・夏休み・冬休みの年3回を指すものでしょうか。                                                                                 | ご理解のとおりですが、時期や回数は提案に委ねます。                                                                                   |
| 171 | 要求水準書(案) | 33 | 4.2.6. | イ | (イ) |   |     | 清掃業務                 | a建物全般(米飯棟、渡り廊下を含む)(j):天井を含む高所の清掃を月一回以上実施することは現実的に難しいため、時期・頻度とも事業者提案としてもよろしいでしょうか。                                               | 事前に資料等を提出し、市の承諾を得た場合は、ご理解のとおりです。                                                                            |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名                | 質問事項                                                                                                                                                                                           | 回答                                                |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|---|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 172 | 要求水準書(案) | 33 | 4.2.6  | イ | (ウ) |   |   | 給食エリア(米飯棟の調理場を含む。) | 清掃しない旨の承認を得る際に提出する資料等として貴市が想定しているものがあればご教示ください。                                                                                                                                                | 提案に委ねます。                                          |
| 173 | 要求水準書(案) | 35 | 4.2.7  | ウ | (キ) |   |   | 要求水準               | 冷凍冷蔵庫の異常感知については必須となっているが、調理場内の全ての冷凍冷蔵庫が対象でしょうか。米飯棟にある冷凍冷蔵庫は、対象で範囲外との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                              | 前段については、食材を収納する冷凍冷蔵庫になります。後段については、対象の範囲外となります。    |
| 174 | 要求水準書(案) | 37 | 5.1.4. | キ |     |   |   | 対象業務               | 「(キ)運営備品保守管理業務(米飯等に係る運営備品保守管理業務含む。)」は、(ウ 維持管理業務(エ)調理設備保守管理業務)を行う調理設備企業が実施しますので、「ウ 維持管理業務」へ変更していただけないでしょうか。                                                                                     | 原案のとおりとします。                                       |
| 175 | 要求水準書(案) | 39 | 5.2.1. |   |     |   |   | 運営担当者              | 地元住民も含む優秀な人材を幅広く登用し、活躍いただくためにも業務責任者や業務副責任者は「調理師資格でも可」と変更していただけないでしょうか。栄養士資格は、厚生労働大臣指定の栄養士養成施設(専門学校、短大、大学)を卒業することが取得条件となります。                                                                    | 原案のとおりとします。                                       |
| 176 | 要求水準書(案) | 39 | 5.2.1. |   |     |   |   | 運営担当者              | 地元住民も含む優秀な人材を幅広く登用し、活躍いただくためにも配送責任者の「実務経験2年」とありますが、実務経験の年数の指定を緩和していただけないでしょうか(例:配属までに事前研修を実施など)。                                                                                               | 原案のとおりとします。                                       |
| 177 | 要求水準書(案) | 41 | 5.3.1  | ア |     |   |   | 食品検収補助・保管業務        | 「検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの」で負担者が「事業者」になっています。要求水準(案)で事業者の業務は、検収補助にも係わらず、検収業務における食中毒・異物混入リスクの全責任を事業者で負うのはかなり厳しいと言えます。つきましては、No60の負担者は「市/事業者、両方に○」とし、「検収業務における食品の異常の見落とし等によるもの※帰責事由とする」に変更お願いします。 | No.88を参照してください。                                   |
| 178 | 要求水準書(案) | 42 | 5.3.1. | イ | (イ) |   |   | 食品の保存              | b 食品名の表に卵が液卵、凍結の2種類記載がありますが、どのような用途で使い分けされる想定でしょうか。                                                                                                                                            | 現在は殻付き卵を基本として使用しています。液卵、凍結液卵は献立により使用する場合も想定しています。 |
| 179 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1  | イ | (ク) | c |   | 配食                 | 個人ごとに提供するデザート等については、ビニール袋等に格納し、温度管理は不要とありますが、チーズ等の他の個包装品についても同様の対応と認識でよろしいでしょうか。                                                                                                               | ジャム・ケチャップ等は温度管理は不要としますが、チーズ等冷蔵保管を要する製品は温度管理を要します。 |
| 180 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. | イ | (ケ) |   |   | アレルギー対応食の提供        | アレルギー対象の食材を使用していない日の献立については、他の生徒と同様に通常食を配膳して喫食すると理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                 | ご理解のとおりです。                                        |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名                        | 質問事項                                                                                                                                                                                 | 回答                                                       |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|---|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 181 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1  | イ | (ケ) | b |   | アレルギー対応食の提供                | アレルギー対応食調理室には、除去対象食品を持ち込まないとは、1つの料理に複数のアレルゲンが使用されている場合は、完全除去対応との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                        | 原因植物はアレルギー対応調理室に持ち込まないことを原則としますが、必要に応じて市と協議することを想定しています。 |
| 182 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1  | イ | (ケ) | c |   | アレルギー対応食の提供                | アレルギー対応食の調理について、混ぜご飯の除去食等、米飯対応もありますでしょうか。                                                                                                                                            | ご理解のとおりです。                                               |
| 183 | 要求水準書(案) | 44 | 5.3.1. | イ | (ケ) |   |   | アレルギー対応食の提供                | 将来的にアレルギー品目の増加があったとしても、対応食数は最大80食/日との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                               |
| 184 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1. | イ | (ケ) |   |   | アレルギー対応食の提供                | 「e 配食は個人用のアレルギー対応食を含む給食1食分を専用個別配食容器にて行うこと。」と記載がありますが、1日に1品のみを最大80食程度分、専用個別配食容器にて配送すると考えてよろしいでしょうか。                                                                                   | 1品目でなく、個人1食分を専用個別容器にて配送するものとします。                         |
| 185 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1  | イ | (ケ) | e |   | アレルギー対応食の提供                | 給食1食分を専用個別配食容器に入れるとありますが、食器は他の児童生徒と同じ箇所から取る想定でしょうか。                                                                                                                                  | 食器は、アレルギー対応調理室の保管庫から取ることとします。                            |
| 186 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1  | イ | (ケ) | e |   | アレルギー対応食の提供                | 給食1食分を専用個別配食容器に入れるとはご飯も含むのでしょうか。                                                                                                                                                     | ご飯を含みます。                                                 |
| 187 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1  | イ | (ケ) | e |   | アレルギー対応食の提供                | 配食は個人用のアレルギー対応食を含む給食1食分を専用個別配食容器にて行うことありますが、アレルゲンを含まない料理については調理済みの通常の給食を配食するとの認識でよろしいでしょうか。アレルギー対応食の提供がない献立時は、個別配食はしないとの認識でよろしいでしょうか。                                                | ご理解のとおりです。                                               |
| 188 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1  | ウ | (ア) |   |   | 配送車の所有権                    | 「配送車の所有権については、事業期間内には市に移転はしないが、事業期間終了時に市に移転させるものとする。」と記載がありますが、例えば事業期間内に配送車の買換えを行い、事業期間終了時に残存簿価がある場合は簿価にて買い取っていただけたとの認識でよいでしょうか。<br>また、配送車の移転に際し陸運局への届出やそれに付随する費用は市側の負担と考えると良いでしょうか。 | 前段については、無償で市に移転となります。後段については、ご理解のとおりです。                  |
| 189 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1. | ウ | (ア) |   |   | 配送・回収業務(米飯棟に係る配送・回収業務を含む。) | 基本計画通り、混載方式(1段階配送)、別載方式(2段階配送)など配送方法は事業者の御提案で宜しいでしょうか。<br>また、炊飯棟専用に米飯用専用コンテナを計画するなど可能との理解で宜しいでしょうか。                                                                                  | 前段、後段とも、ご理解のとおりです。                                       |
| 190 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1  | ウ | (ウ) |   |   | 配送・回収業務                    | 給食時間中、配送車は学校内での待機は可能でしょうか。                                                                                                                                                           | 原則不可とします。                                                |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名          | 質問事項                                                                                                                         | 回答                                                     |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 191 | 要求水準書(案) | 45 | 5.3.1. | ウ | (ウ) |   |   | 配送・回収業務への留意点 | 「具体的な給食開始時間及び終了時間」については、事業者選定後に市が決定するため、事業者は当該決定に従うこととする。」と記載がございますが、配送車の増台が必要となるような変更がある場合、当該費用負担は自治体が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。 | 配送車の増台とならないよう、市・事業者間で調整することを想定しています。                   |
| 192 | 要求水準書(案) | 46 | 5.3.1  | ウ | (ウ) | b |   | 配送・回収業務      | 配送校への到着時間は、原則、給食開始時間の40分前までとありますが、配送先の規模等に応じて食器と食缶を別々に配送する2段階配送も可能でしょうか。                                                     | No.189を参照してください。                                       |
| 193 | 要求水準書(案) | 47 | 5.3.1  | オ | (ア) |   |   | 配膳業務         | 幼稚園には配膳員の配置は不要との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                | ご理解のとおりです。                                             |
| 194 | 要求水準書(案) | 47 | 5.3.1. | オ | (ア) |   |   | 配膳業務         | 資料14-1によると、10時前に納入される牛乳やパンについては用務員が受け取りしているものと理解しました。本事業でも同様の考え方と理解して問題ないでしょうか。                                              | 牛乳、パンともに、事業者の配膳員が受け取りをしてください。                          |
| 195 | 要求水準書(案) | 47 | 5.3.1  | オ | (イ) |   |   | 配膳員の配置       | 現状の各配送校の人数と勤務時間をご教授ください。                                                                                                     | 「要求水準書/関係資料14-1」を参照してください。                             |
| 196 | 要求水準書(案) | 47 | 5.3.1  | オ | (イ) | b |   | 配膳員の配置       | 全ての人員の常駐は求めないとありますが、配膳業務を配送員が行うことは可能でしょうか。                                                                                   | 可とします。                                                 |
| 197 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1. | オ | (エ) |   |   | 配膳業務         | 配膳室で発生する廃棄物(マスク、使い捨て手袋等)は学校内で廃棄できるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                          | ご理解のとおりです。                                             |
| 198 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1  | カ | (エ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 市が貸与するパッカー車で廃棄施設まで運ぶとの記載がありますが、当該パッカー車の最大積載量及びオートマ車かマニュアル車のどちらとなるかご教示ください。(必要となる運転免許を把握したいため)                                | AT車を想定してください。                                          |
| 199 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1  | カ | (エ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 上記パッカー車は貸与とありますが、自賠責や任意保険、車検費用や燃料代などの費用負担について市・事業者側どちらになるかご教示ください。                                                           | 市となります。                                                |
| 200 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1. | カ | (エ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 自治体が貸与する車両にて廃棄物を運搬する業務は、運営企業の従業員が行うことを想定していると読み取れますが、特定の許認可資格等を持たない運営企業が自ら運搬することは、自治体としても問題ない業務と認識していると理解してよろしいでしょうか。        | ご理解のとおりです。                                             |
| 201 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1. | カ | (エ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 廃棄物処理費用は自治体が負担するものと理解してよろしいでしょうか。また、貸与されるパッカー車の燃料費、維持管理、買い替え調達は自治体業務と理解してよろしいでしょうか。                                          | 前段、後段ともに、ご理解のとおりです。ただし、清掃、異常の有無の確認等の日常の管理は事業者で行ってください。 |
| 202 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1  | カ | (エ) | a |   | 廃棄物処理業務      | 市が貸与するパッカー車により、毎日、廃棄物処理施設(クリントピア丸亀(土器町北一丁目72番地2))に搬入すること。とありますが、貸与される車両の保険、ガソリン代は市、事業者どちらの負担でしょうか。                           | No.199を参照してください。                                       |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節  | 項 | 目 | 項目名          | 質問事項                                                                                                                                                                                  | 回答                                                         |
|-----|----------|----|--------|-----|-----|---|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 203 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1  | カ   | (オ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 残渣を堆肥化する給食残渣堆肥化機器を設置するとありますが、設置及び維持管理は市の負担との理解でよいでしょうか。                                                                                                                               | ご理解のとおりです。                                                 |
| 204 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1. | カ   | (オ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 資料12を確認したところ、給食残渣堆肥化機器の設置及び維持管理はNTTビジネスソリューションズまたはウェルクリエイトと契約し、月額使用料を支払うものと見受けられますが、これについては自治体の業務範囲として対応するものと理解してよろしいでしょうか。                                                           | ご理解のとおりです。                                                 |
| 205 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1. | カ   | (オ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 自治体より取り組み自体の具体的な指定をされているため、(事業者要因の事情や過失を除いた)事業期間を通じての本取り組み自体の継続性、不具合発生時のリスクは事業者にて負うものではないと理解してよろしいでしょうか。                                                                              | ご理解のとおりです。                                                 |
| 206 | 要求水準書(案) | 48 | 5.3.1. | カ   | (オ) |   |   | 廃棄物処理業務      | 廃油の処理については自治体が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                 |
| 207 | 要求水準書(案) | 51 | 5.3.1  | シ   | (ア) |   |   | 災害時支援業務      | 近隣の学校などの避難所に出向き、食事の提供などを行うとありますが、移動式釜を使用した食事提供などは本件施設ではなく、近隣の学校や施設などで行うとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                | 基本的には近隣の学校や施設などで行いますが、状況によっては本件施設で行う可能性もあります。              |
| 208 | 要求水準書(案) | 52 | 5.3.2  | イ   |     |   |   | 食品検収指示業務     | 「缶詰」の記載が御座いますが、缶詰での納品が想定される食材をご教示いただけないでしょうか。                                                                                                                                         | 現在缶詰で納品されているものは、ウズラの卵、ホールトマト、パイン、みかんです。                    |
| 209 | 要求水準書(案) | 55 | 6.2.1. |     |     |   |   | 食材搬入プラットフォーム | 「d. 野菜類・調味料・一般物資・添物類、肉・魚・卵類、米類、及び油類が交差しないよう、専用の搬入口を4箇所設けること。」と記載がありますが、要求水準書(案)P42イ(ア)s「米飯棟において、炊飯調理を行うこと。」の記載から本件施設は野菜類・調味料・一般物資・添物類、肉・魚・卵類、及び油類の専用搬入口を3箇所、米飯棟に米類の搬入口との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                 |
| 210 | 要求水準書(案) | 55 | 6.2.1  | (1) |     | d |   | 食材搬入プラットフォーム | 独立した4つの専用搬入口を要求されていますが油は魚肉卵荷受室経由で納入する想定として良いでしょうか。                                                                                                                                    | 衛生上に問題がなければ、油については専用搬入口を設けるかどうかは、提案に委ねます。                  |
| 211 | 要求水準書(案) | 55 | 6.2.1. | (1) |     |   |   | 食材搬入プラットフォーム | 炊飯作業は既存の炊飯センターで行うとのことですが、新センターにも米類専用の搬入口は必要でしょうか。                                                                                                                                     | No.209を参照してください。                                           |
| 212 | 要求水準書(案) | 55 | 6.2.1. | (1) |     |   |   | 検収室          | 「野菜類・調味料・一般物資用(野菜検収室)」、「肉・魚・卵類(魚肉卵検収室)」に区別するとありますが、衛生に配慮した上で一室の提案とすることは可能でしょうか。                                                                                                       | 左記の提案は不可とします。                                              |
| 213 | 要求水準書(案) | 55 | 6.2.1. | (1) |     |   |   | 泥落とし室        | 地元農家からの泥付き野菜とは具体的にどのような食材を使用予定でしょうか。                                                                                                                                                  | 現在、チンゲン菜、小松菜、葉ネギ、じゃがいも、きゅうり、ナス、ニンニク、食べて菜などを地産野菜として使用しています。 |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                  | 回答                                                     |
|-----|----------|----|--------|-----|----|---|---|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 214 | 要求水準書(案) | 56 | 6.2.1. |     |    |   |   | 野菜検収室<br>魚肉卵検収室 | 「b.「野菜類・調味料・一般物資用(野菜検収室)」)、「肉・魚・卵類(魚肉卵検収室)」に区別して、それぞれ専用の検収室を設けること。」と記載がありますが、使用する機器を分ける、エリアを分けるなど配慮すれば、諸室ではなくコーナーでの御提案も可能でしょうか。       | 左記の提案は不可とします。                                          |
| 215 | 要求水準書(案) | 56 | 6.2.1. |     |    |   |   | 泥落室             | 「d. 野菜下処理室とはパススルーとする等、泥が野菜下処理室に侵入しないよう特に留意すること。」と記載がありますが、場内に泥付食材を持ち込まないようにするため、荷受室に隣接した場所に泥落とし室を配置し、検収通路を経由して下処理室内に食材が入る御提案も可能でしょうか。 | No.95を参照してください。                                        |
| 216 | 要求水準書(案) | 56 | 6.2.1  | (1) |    | d |   | 泥落とし室           | 野菜下処理室とはパススルーとありますが、地元農家の食材を多数受け入れるために荷受室に隣接して泥落とし室を設ける(野菜下処理室とはパススルーではない)提案としても良いでしょうか。                                              | No.95を参照してください。                                        |
| 217 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1  | (1) |    | e |   | 野菜下処理室          | アレルギー対応食専用レーンを設置するとありますが、除去食の提供時もアレルギー対応食で使用する食材は別のシンクで処理するというのでしょうか。                                                                 | ご理解のとおりです。                                             |
| 218 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1. | (1) |    |   |   | 野菜下処理室          | 野菜下処理室で使用する缶切機の使用用途をご教授ください。                                                                                                          | No.208を参照してください。                                       |
| 219 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1. | (1) |    |   |   | 卵処理室            | 液卵は使用せず、すべて全卵での納品との理解でよろしいでしょうか。液卵の使用を想定されている場合は、割卵の頻度をご教示いただけないでしょうか。                                                                | No.178を参照してください。                                       |
| 220 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1. | (1) |    |   |   | 卵処理室            | 5.3.1.ア(イ)bにて卵の保存が液卵とありますが、6.2.1.(1)卵処理室にて割卵等を行うとあります。卵は殻付きでの納品でしょうか。                                                                 | No.178を参照してください。                                       |
| 221 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1. |     |    |   |   | 卵処理室            | 「a. 割卵等を行う室とすること。」と記載がありますが、殻付き卵の使用を想定されてますでしょうか。また、魚肉下処理室内にコーナーで対応する計画も可能でしょうか。                                                      | 前段については、No.178を参照してください。<br>後段については、不可とします。            |
| 222 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1  | (1) |    | e |   | 冷蔵室<br>冷凍室      | 冷凍庫については、記載の設置要件は該当しないとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                 | 冷凍庫も該当します。                                             |
| 223 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1. | (1) |    |   |   | 油庫              | 油の搬入方法は、回収方法と同様にタンクローリー車という理解でよろしいでしょうか。                                                                                              | 一斗缶での搬入を想定します。                                         |
| 224 | 要求水準書(案) | 57 | 6.2.1. |     |    |   |   | 油庫              | 「c. 納品・回収業者の作業方法や、動線交差に配慮して設置すること。なお、タンクローリーにより回収を行うことを予定している。」と記載がありますが、納品もタンクローリーの想定されてますでしょうか。また、納品の頻度をご教授ください。                    | 前段については、No.223を参照してください。<br>後段については、納品の頻度は、現在は月1,2回です。 |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名           | 質問事項                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                     |
|-----|----------|----|--------|-----|----|---|---|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 225 | 要求水準書(案) | 58 | 6.2.1  | (1) |    | b |   | 食品庫・調味料庫      | 味噌・チーズ、いりこ・ちりめんはどの程度(量)の保管を想定していますでしょうか。                                                                                                                                                    | 5.3.2.イを参照してください。量については、献立により変動します。                                                                    |
| 226 | 要求水準書(案) | 58 | 6.2.1. |     |    |   |   | 調味料計量室        | 「c. 専用の冷蔵庫を設置すること。」と記載がありますが、食品庫・調味料庫にも冷蔵庫を設置する記載があります。<br>施設内を有効活用するために、収容物は食品庫・調味料庫内の冷蔵庫にまとめて保管するなど、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。                                                                  | 収容物は食品庫・調味料庫内の冷蔵庫にまとめて保管するなど、事業者の提案とすることは可とします。                                                        |
| 227 | 要求水準書(案) | 58 | 6.2.1. | (1) |    |   |   | 洗浄室           | 特別洗浄コーナーの設置場所について、回収風除室とすることは可能でしょうか。                                                                                                                                                       | 左記の提案も可とします。                                                                                           |
| 228 | 要求水準書(案) | 59 | 6.2.1. |     |    |   |   | 残渣室           | 「d. 市が準備する給食残渣堆肥化機器(詳細は「資料12」を参照)を設置処理室できるスペースとして残渣室に通じる外部にプラントホームを設置すること。また、残渣を給食残渣堆肥化機器に運搬投入、及び一次発酵させた残渣の堆肥化業者への引き渡しの動線にも配慮すること。」と記載がありますが、残渣室とは別に給食残渣堆肥化機器を敷地内に別部屋(別棟)を設け設置する提案は可能でしょうか。 | 左記の提案も可としますが、残渣の運搬距離や動線に配慮してください。                                                                      |
| 229 | 要求水準書(案) | 59 | 6.2.1. |     |    |   |   | 煮炊き調理室        | 「e. 保存食用冷凍庫を設置する」と記載がありますが、煮炊き品以外の食材も保管するため設置場所についてはコンテナ室とするなど、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。                                                                                                         | 左記の提案も可とします。また、学校で採取したパン・牛乳等の保存食用の冷凍庫の設置が必要なため、要求水準書(案)を修正する予定です。                                      |
| 230 | 要求水準書(案) | 59 | 6.2.1  | (2) |    | b |   | 煮炊き調理室        | 調理釜は少なくとも8台設置することとありますが、下ゆでや同一食材のゆで作業を複数回行う(例:マカロニを2回ゆでる)等、使いまわしの基準についてご教示ください。                                                                                                             | 調理釜の使いまわしの考え方は、同じメニューに使う野菜は使いまわしをする場合がありますが、ハム等汚染度の高い食材とそれ以外を使いまわすことはしていません。使いまわしに関しては、市との協議によるものとします。 |
| 231 | 要求水準書(案) | 59 | 6.2.1. | (1) |    |   |   | 煮炊き調理室        | 和え物のボイル等は、煮炊き調理室内で行う想定でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                             |
| 232 | 要求水準書(案) | 59 | 6.2.1  | (2) |    | b |   | 野菜上処理室        | 手切りについては、どの程度の量や内容を想定していますでしょうか。                                                                                                                                                            | 現時点では未定です。                                                                                             |
| 233 | 要求水準書(案) | 62 | 6.2.2  | (3) |    |   |   | 市職員用事務室       | 洗濯室を設けることとありますが、一般区域の洗濯乾燥室と兼用としてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                 | 不可とします。                                                                                                |
| 234 | 要求水準書(案) | 60 | 6.2.1  | (2) |    | a |   | 揚げ物・焼物・蒸し物調理室 | 揚げ物、焼物、蒸し物の調理を行い、配食する室として、各ライン調理場に設置するとありますが、焼き物と蒸し物は同一ラインとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                   | ご理解のとおりです。                                                                                             |
| 235 | 要求水準書(案) | 60 | 6.2.1. |     |    |   |   | 和え物調理室        | 「また、保冷材用冷凍庫を設置すること。」と記載がありますが、使用する食缶が、蓋の上に保冷材を載せる衛生的な仕様であれば、保冷材用冷凍庫の設置場所はコンテナ室内でもよろしいでしょうか。                                                                                                 | 左記の提案も可とします。                                                                                           |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名                     | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 回答                                                             |
|-----|----------|----|--------|-----|----|---|---|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 236 | 要求水準書(案) | 60 | 6.2.1  | (2) |    | b |   | 和え物調理室                  | 多様な献立に対応可能とありますが、想定している献立についてご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 募集要項等公表までに「要求水準書/関係資料8」等で示します。また、市ホームページ上でも献立を公開していますので参照ください。 |
| 237 | 要求水準書(案) | 60 | 6.2.1. |     |    |   |   | 果物等処理室                  | 限られた敷地内に建設することも踏まえて施設内を有効活用するために和え物室内にコーナーで対応するなど、事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 左記の提案は不可とします。                                                  |
| 238 | 要求水準書(案) | 62 | 6.2.1. |     |    |   |   | 汚染作業区域準備室<br>非汚染作業区域準備室 | 汚染作業区域前室と非汚染作業区域前室は独立した諸室とするのではなく、衛生的で効率的な運用が行える配置であれば、それぞれの前室を合わせて1部屋とし、スペースとして区分けする提案としてもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 左記の提案は可とします。                                                   |
| 239 | 要求水準書(案) | 62 | 6.2.1. | (3) |    |   |   | 調理従事者更衣室                | 「調理従事者更衣室を使用する時間帯は、湿度80%以下、温度25℃以下で管理すること。」とありますが、湿度80%以下、温度25℃以下で管理する理由をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 学校給食衛生管理基準に基づき設定しています。                                         |
| 240 | 要求水準書(案) | 62 | 6.2.1. | (3) |    |   |   | 調理従事者用便所                | 「湿度80%以下、温度25℃以下で管理すること。」とありますが、湿度80%以下、温度25℃以下で管理する理由をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 学校給食衛生管理基準に基づき設定しています。                                         |
| 241 | 要求水準書(案) | 63 | 6.2.1. |     |    |   |   | 調理従事者用便所                | 「(e. 便所の個室の前室に、調理衣を脱着できる場所(前室)を設け、当該前室には手洗い設備(手を触れずに操作できる蛇口を備えているもの)、手指の洗浄、消毒装置、使い捨てペーパータオル及び足踏み式ゴミ箱等を設置すること。」と記載がありますが、学校給食衛生管理基準P12には調理従事者の衛生管理として、「四 作業開始前、用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前、食品に直接触れる作業の開始直前及び生の食肉類、魚介類、卵、調理前の野菜類等に触れ、他の食品及び器具等に触れる前に、手指の洗浄及び消毒を行うこと。」と定められております。<br><br>便所内個室の手洗い設備(用便後の手洗い)と準備室の手洗い設備(作業開始前の手洗い)にて、手洗い等の衛生管理を徹底すれば、前室内の手洗い設備(調理衣の脱着後の手洗い)は設けないご提案でもよろしいでしょうか。 | 左記の提案は不可とします。                                                  |
| 242 | 要求水準書(案) | 63 | 6.2.1. |     |    |   |   | 小会議室                    | 「b. 6人掛けの打合せテーブルセットを設置すること。」と記載ありますが、市職員用事務室の4人掛けの応接セットを6人掛けに変更し、(パーティションの追加も含む)市職員用事務室内にて兼用使用のご提案でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 左記の提案は不可とします。                                                  |
| 243 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.1. |     |    |   |   | 市職員用事務室                 | 「b. 執務室、給湯室、更衣室(男女別)、洗濯室及び倉庫(書庫も兼ねる)により構成すること。」とありますが、給湯室や洗濯室などは諸室ではなく執務室内にコーナー設置する御提案も可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 給湯室はコーナーでも可としますが、執務室と壁等で区切ることとします。洗濯室は執務室内は不可とします。             |
| 244 | 要求水準書(案) | 67 | 6.2.1. |     |    |   |   | 配送員用控え室                 | 調理員と同等の基準をクリアすれば、事業者用の食堂兼休憩室などを利用して待機する計画も可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | No.141を参照してください。                                               |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節 | 項 | 目 | 項目名     | 質問事項                                                                                                                                                     | 回答                                                           |
|-----|----------|----|--------|-----|----|---|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 245 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.2  | (1) | g. |   |   | 市職員用事務室 | 給湯室はコーナーでもよろしいでしょうか。                                                                                                                                     | No.243を参照してください。                                             |
| 246 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.2  | (1) | h. |   |   | 市職員用事務室 | 更衣室ロッカーの男女比についてご教示お願い致します。                                                                                                                               | 提案時は50%ずつとしますが、事業者選定後に協議により決定します。                            |
| 247 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.2  | (1) | i. |   |   | 市職員用事務室 | 事務室内に洗濯室を設置するとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                             | No.243を参照してください。                                             |
| 248 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.2  | (1) |    |   |   | 市職員用事務室 | 施設管理設備とはどのような設備でしょうか。                                                                                                                                    | 6.3.2.に記す、本件施設や米飯棟の照明、空調、防犯管理等ができる設備を想定していますが、それ以上の提案は妨げません。 |
| 249 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.2  | (1) |    |   |   | 市職員用事務室 | 「施設管理設備を設置すること。」とありますが、具体的にどのような管理設備を想定されていますか。                                                                                                          | No.248を参照してください。                                             |
| 250 | 要求水準書(案) | 65 | 6.2.1  | (2) |    |   |   | 調理実習室   | 調理実習台は研修室と連携して必要な時に配置する移動式で想定して良いでしょうか。                                                                                                                  | No.94を参照してください。                                              |
| 251 | 要求水準書(案) | 65 | 6.2.2. | (2) |    |   |   | 市職員用玄関  | 「オートロックを設置すること。」とありますが、外来者が来場された場合の対応として、インターホンにて対応し、市職員または事業者がロック解除するとの認識でよろしいでしょうか。                                                                    | ご理解のとおりです。                                                   |
| 252 | 要求水準書(案) | 67 | 6.2.2. | (3) |    |   |   | 食堂兼休憩室  | 「食堂兼休憩室を使用する時間帯は、湿度80%以下、温度25℃以下で管理すること。」とありますが、湿度80%以下、温度25℃以下で管理する理由をご教示ください。                                                                          | 学校給食衛生管理基準に基づき設定しています。                                       |
| 253 | 要求水準書(案) | 67 | 6.2.2  | (4) |    |   |   | 付帯施設    | 施設の要求仕様に記載の付帯施設は、既存施設を解体撤去し新設するものと考えて宜しいでしょうか。特に、米飯棟のインフラ施設(受水槽・キュービクル・厨房排水処理装置・ガス施設等)については、新設給食センターの運用開始に伴い新設インフラ施設に切替え、既存の埋設配管・配線は流用しないものと考えて宜しいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段について、既存の埋設配管・配線を流用することは妨げません。            |
| 254 | 要求水準書(案) | 68 | 6.2.2. | (4) |    |   |   | 付帯施設    | 備蓄倉庫につきまして、水、非常食、ほか防災資材等は自治体が用意するものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                                       | 水、非常食3食分のほか、防災資材等も市で準備します。                                   |
| 255 | 要求水準書(案) | 64 | 6.2.2  | (4) |    |   |   | 備蓄倉庫    | 水、非常食3食分は貴市準備との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                             | No.254を参照してください。                                             |
| 256 | 要求水準書(案) | 68 | 6.2.2  | (4) |    |   |   | 備蓄倉庫    | 非常用食品・資材等は貴市にて調達との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                          | No.254を参照してください。                                             |
| 257 | 要求水準書(案) | 68 | 6.2.2  | (4) |    |   |   | 備蓄倉庫    | 研修室面積に応じた収容人数分とは60名分でよろしいでしょうか。                                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                   |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節   | 細節  | 項 | 目   | 項目名               | 質問事項                                                                                                                                                                 | 回答                                                                                        |
|-----|----------|----|--------|-----|-----|---|-----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 258 | 要求水準書(案) | 68 | 6.2.2. | (4) |     |   |     | 付帯施設<br>プロパンガス保管庫 | プロパンガス保管庫の記載ございますが、常時使用することのない、プロパンガスを保管することはプロパンガスを販売する企業が「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に抵触するため保管することができません。よって災害時に地域の企業からプロパンガスを調達することとして頂けませんでしょうか。                 | 本件でのプロパンガスの使用用途(ガスコージェネレーションシステム、炊出し)でのプロパンガスボンベの保管に関しては、高圧ガス法の適用となり、保管は問題ないとの確認が取れております。 |
| 259 | 要求水準書(案) | 70 | 6.3.1. | ア   | (イ) | a | (n) | 施設内の温度及び湿度の管理     | 「施設内の温度及び湿度の管理のために、適切な場所に正確な温度計、湿度計を設置すること。」とありますが、具体的に管理する諸室をご教示ください。                                                                                               | 提案に委ねます。                                                                                  |
| 260 | 要求水準書(案) | 72 | 6.3.1  | エ   | (ウ) |   |     | 施設の性能             | エリア内の諸室や機器の温度とは冷蔵機器を想定すればよいでしょうか                                                                                                                                     | 機器については冷蔵機器のほか、冷凍機器、消毒保管機等も想定していますが、それ以上の提案を妨げません。                                        |
| 261 | 要求水準書(案) | 72 | 6.3.1. | エ   | (ウ) |   |     | 機器の温度・湿度          | 「エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。」とありますが、「機器の温度・湿度とは」どのような機器を想定されていますか。                                                                 | No.260を参照してください。                                                                          |
| 262 | 要求水準書(案) | 73 | 6.3.1. | キ   | (キ) |   |     | 停電対策              | a 一時的な停電で給食実施に影響しないよう、調理設備などに自動的に給電する設備を設置すること。なお、対象となる機器は、本件施設の調理設備及び米飯棟の炊飯システムとし、<br>とありますが、対象となる機器が広範囲になるため大容量の自家発電機が必要となります。荷受側の冷凍冷蔵庫及び保存食用冷凍庫などに厳選することは可能でしょうか。 | 原案のとおりとします。<br>なお、給食の安定提供の達成に照らし、bに記すとおり「6.3.3.カ ガスコージェネレーションシステム」の採用を考慮した提案を期待します。       |
| 263 | 要求水準書(案) | 73 | 6.3.1. | キ   | (キ) | a |     | 停電対策              | 「一時的な停電で給食実施に影響しないよう、調理設備などに自動的に給電する設備を設置すること。なお、対象となる機器は、本件施設の調理設備及び米飯棟の炊飯システムとし、」<br>とありますが、発電機の容量が過大となることが想定されるため、食材搬入口側の冷凍冷蔵庫及び保存食用冷凍庫などに厳選することは可能でしょうか。         | No.262を参照してください。                                                                          |
| 264 | 要求水準書(案) | 73 | 6.3.1  | キ   | (キ) |   |     | 停電対策              | 停電時に調理設備などに自動的に給電する設備を設置することとありますが、煮炊き調理及び炊飯のみといった限定的に対応できる給電システムとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                     | No.262を参照してください。                                                                          |
| 265 | 要求水準書(案) | 73 | 6.3.1. | キ   | (キ) |   |     | 停電対策              | 「対象となる機器は、本件施設の調理設備及び米飯棟の炊飯システム」とありますが、かなりの容量の発電機・コージェネレーションシステムが必要と思われますが、調理場内の空調設備、洗浄設備も対象でしょうか。                                                                   | 給食の安定提供の達成に照らし、「6.3.3.カ ガスコージェネレーションシステム」の採用を考慮した提案を期待します。                                |
| 266 | 要求水準書(案) | 73 | 6.3.1. | キ   | (キ) | a |     | 停電対策              | 「対象となる機器は、本件施設の調理設備及び米飯棟の炊飯システム」とありますが、かなりの容量の発電機・コージェネレーションシステムが必要と思われますが、調理場内の空調設備、洗浄設備も対象でしょうか？                                                                   | No.265を参照してください。                                                                          |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名        | 質問事項                                                                                                                                                                                 | 回答                              |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|---|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 267 | 要求水準書(案) | 74 | 6.3.1. | ケ | (ア) | b |   | 環境保全       | 「ZEB認証(ZEB Ready以上)の取得を目指すこと」とありますが、ZEB認証が得られなかった場合のペナルティ等は想定していらっしゃいますでしょうか。                                                                                                        | 提案内容により判断します。                   |
| 268 | 要求水準書(案) | 74 | 6.3.2  | ア | (ア) |   |   | 共通         | 電気設備について、「市職員用事務室及び事業者用事務室で集中管理できる仕様」とは、両室に電気設備の状態監視および遠隔操作ができる端末を用意するものと考えて宜しいでしょうか。市職員用事務室においては状態監視のみ実施できればよい等、貴市の想定があればご教示ください。                                                   | 提案に委ねます。                        |
| 269 | 要求水準書(案) | 75 | 6.3.2. | イ | (コ) |   |   | 電灯・コンセント設備 | 「重要な機器等に負荷をかけているコンセントには避雷対策を講じること」とありますが、どういった設備を想定して下りますでしょうか。                                                                                                                      | 提案に委ねます。                        |
| 270 | 要求水準書(案) | 80 | 6.3.4. | イ | (ア) |   |   | キャビネット・本体部 | 「(c) 内部のコーナー面は、ボールコーナーやアール面を設け、清掃しやすい構造とすること。」とありますが、一般的な仕様ではなく特注で製作するなどの対応が必要となります。清掃しやすい構造であればお認め頂けますでしょうか。                                                                        | 左記の提案も可とします。                    |
| 271 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7. | イ |     |   |   | 食器等        | 使用する食器の最大点数と最小点数のパターンをご教授ください。<br>例-幼稚園) 幼児碗＋ボウル＋深皿or菜皿<br>例-小中) ボウル＋ボウル＋深皿or菜皿                                                                                                      | 別紙2を参照してください。                   |
| 272 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7. | イ |     |   |   | 食器等        | 幼児碗(117×47mm・260ml 程度・幼稚園専用・米飯)<br>ボウル(136×57mm・415ml 程度・幼小中共通・米飯)<br>ボウル(145×61 mm・520ml 程度・幼小中共通・汁)<br>と記載がありますが、幼稚園用の碗・ボールについては、上記3種類用意するのでしょうか。または、幼児碗(米飯)とボウル(汁)の2種類になりますでしょうか。 | No.271を参照してください。                |
| 273 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7. | イ |     |   |   | 食器等        | スプーンの記載はありますが、箸やフォークなど、考慮する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。<br><br>考慮する必要があるれば、大きさなど想定をご教授ください。                                                                                                   | 箸やフォークの調達は不要です。箸は児童生徒等が各自持参します。 |
| 274 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7. | イ |     |   |   | 食器等        | トレイの記載がありませんが、考慮する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。<br><br>考慮する必要があるれば、大きさなど想定をご教授ください。                                                                                                            | トレイは使用しないため、調達は不要です。            |
| 275 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7  | イ | (イ) |   |   | 食器等        | 幼稚園用の米飯は食器が2種類となるのでしょうか。                                                                                                                                                             | 幼稚園の米飯用食器は1種類です。                |
| 276 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7  | イ | (イ) |   |   | 食器等        | トレイは使用なし、箸は個人持ちの想定でしょうか。                                                                                                                                                             | No.273,274を参照してください。            |

| No  | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名     | 質問事項                                                                                                           | 回答                                                                                     |
|-----|----------|----|--------|---|-----|---|---|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 277 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7  | イ |     |   |   | 食器等     | 食器の絵柄等については市と協議するものとすると思いますが、絵柄等についてはメーカーの標準柄想定とし、特注柄等は使用しない想定でよいでしょうか。                                        | メーカーの標準柄とします。                                                                          |
| 278 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7  | イ | イ   |   |   | 食器等     | アレルギー対応食用個別配食容器は1人当たり同日に最大何種類使用する想定でしょうか。                                                                      | 1.4.9.イ(エ)に記載のとおり、最大80食/日程度を想定しています。<br>No.184を参照してください。                               |
| 279 | 要求水準書(案) | 84 | 6.3.7. | イ | (イ) |   |   | 食器等     | 使用食器一覧にトレーと箸が含まれていませんが、センターでの管理はないとの認識でよろしいでしょうか。                                                              | No.273,274を参照してください。                                                                   |
| 280 | 要求水準書(案) | 85 | 6.3.7. | ウ |     |   |   | 食缶等     | 広島小中学校、本島小中学校の保温コンテナとしてリーバーサーモポートRB100K(リーバー社製)を想定とのことですが、ホテルパンでの提供との理解で宜しいでしょうか。                              | 食器は、本件施設と同じものを使用します。                                                                   |
| 281 | 要求水準書(案) | 85 | 6.3.7. | ウ |     |   |   | 食缶等     | 使用する食缶の最大点数と最小点数のパターンをご教授ください。<br>(基本構成)に記載の汁物食缶(汁)+角型保温食缶(和え物)+天ぷらバット(揚げ・果物)の3点使用以外があればご教授ください。               | 別紙3を参照してください。                                                                          |
| 282 | 要求水準書(案) | 85 | 6.3.7  | ウ | (エ) |   |   | 食缶等     | 一度に提供する全ての食缶組み合わせをご教示ください。                                                                                     | 組み合わせは多数あり、食缶の全ての組み合わせは、お示しできませんので、No.281を参照してください。                                    |
| 283 | 要求水準書(案) | 85 | 6.3.7  | ウ | (エ) |   |   | 食缶等     | ・主食用食缶は米飯棟での洗浄・保管との認識でよろしいでしょうか。<br>・食缶について同等(容量)のものであれば表記されている型式以外のものでもよろしいでしょうか。<br>・食缶の最大使用時の組み合わせをご教示願います。 | 前段については、米飯棟での洗浄・保管を想定していますが、提案に委ねます。<br>中段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、No.281を参照してください。 |
| 284 | 要求水準書(案) |    |        |   |     |   |   | 関係資料    | 既存センターで契約している電気のデマンド値を開示頂くことは可能でしょうか？電気料金や使用量ではなく、30分のデマンド値を開示頂きたい。(契約している電力会社に問い合わせれば入手可能と思われます。)             | 募集要項時に資料提供を検討いたします。                                                                    |
| 285 | 要求水準書(案) |    |        |   |     |   |   | 資料内記載なし | 食材の納品車両の大きさは最大何トン車を想定しておりますでしょうか。また、車両のサイズ、ウイング車の有無についてもご教示いただけないでしょうか。                                        | 納品車輛の大きさの想定はありません。現在の納品車輛は、米の納品車輛が3tウイング車、その他の食材は軽バンから2tトラックです。                        |
| 286 | 要求水準書(案) |    |        |   |     |   |   | 資料内記載なし | 調理員や配送員が喫食する給食の給食費について、金額をご教示いただけないでしょうか。                                                                      | 現在、250円/食としておりますが、変更する可能性があります。                                                        |

| No  | 資料名                | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名                | 質問事項                                                                                                                                    | 回答                                                                                                     |
|-----|--------------------|---|---|---|----|---|---|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 287 | 要求水準書(案)           |   |   |   |    |   |   |                    | 提供予定献立の調理指示書をご掲示いただけないでしょうか。                                                                                                            | 募集要項公表までに公表する要求水準書/関係資料7, 8を参照してください。ただし、既存の調理設備、調理員向けの内容となることに留意ください。                                 |
| 288 | 要求水準書(案)<br>資料6-1  |   |   |   |    |   |   | 調理設備一覧表            | コンテナは1台当たり何食缶収納できますでしょうか。現在は、1校につき1台使用しているのでしょうか。                                                                                       | 前段については、コンテナのサイズは事業者提案に委ねます。<br>後段につきまして、現在の1校当たりのコンテナ数は、米飯給食日は米飯コンテナ1・副食・食器コンテナ2、パン給食日は、副食・食器コンテナ2です。 |
| 289 | 要求水準書(案)<br>資料6-2  |   |   |   |    |   |   | 米飯棟の調理設備位置図        | 特別食調理室が設置されていますが、資料10で米飯棟でアレルギー対応食バッグを積むと記載がある通り、現在はアレルギー対応給食の調理に使用しているのでしょうか。その場合、本施設整備後はどのような運用を想定していますでしょうか。                         | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、提案に委ねます。                                                                 |
| 290 | 要求水準書(案)<br>資料8    |   |   |   |    |   |   | 想定献立表案             | 「募集要項公表時までに公表します。」とのことですが、献立ごと、食材ごとのグラム数など喫食量がわかる資料を公開して頂けないでしょうか。また、食材ごとの冷蔵品、冷凍品、加工品なども御教授ください。                                        | No.287を参照ください。                                                                                         |
| 291 | 要求水準書(案)<br>資料11   |   |   |   |    |   |   | 施設整備手順イメージ         | 【手順3】既存センター棟解体後」の図において、接続廊下の下を物資搬入車が通り抜けるような動線が示されていますが、搬入動線は敷地北東側(図においては右側)にて完結しており、接続廊下を通り抜ける必要はないと認識しておりますがよろしいでしょうか。                | ご理解のとおりです。接続廊下を通り抜けるの可否の判断等は提案に委ねます。                                                                   |
| 292 | 要求水準書(案)<br>資料13   |   |   |   |    |   |   | 既存付帯施設に係る資料        | 資料13に記載の既存付帯施設③～⑬のうち、流用を予定しているものはありますでしょうか。                                                                                             | ③から⑬のうち流用を予定している施設はありません。                                                                              |
| 293 | 要求水準書(案)<br>資料14-1 |   |   |   |    |   |   | 配膳員配置状況・学校別配送等予定時間 | 現在、牛乳や一部パン等については用務員の方が受け取りを担当されているように見受けられますが、本業務においてはどのような対応になりますでしょうか。                                                                | No.194を参照してください。                                                                                       |
| 294 | 要求水準書(案)<br>資料14-1 |   |   |   |    |   |   | 配膳業務資料(勤務時間等)      | 「「配送階数」コンテナを配置する階数、職員室含む。」と記載がありますが、コンテナをエレベーターで昇降する理解で宜しいでしょうか。<br><br>その場合は、コンテナサイズに制限が掛かる懸念がありますので、各校のエレベーターのサイズ、最大積載重量など詳細をご教授ください。 | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、募集要項公表時または計画している学校見学会で示す予定です。                                            |
| 295 | 要求水準書(案)<br>資料14-1 |   |   |   |    |   |   | 配膳業務資料(勤務時間等)      | コンテナをエレベーターで昇降して各フロアごとに配膳する方法をご教授ください。<br><br>コンテナを昇降させ各フロアごとにコンテナを配置するのでしょうか。または、必要な食缶や食器類を棚やカートなどに配膳するのでしょうか。                         | 前段については、5.3.1オのとおりです。<br>後段については、資料14-3を参照ください。                                                        |

| No  | 資料名                | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名                | 質問事項                                                                                                                                   | 回答                |
|-----|--------------------|---|---|---|----|---|---|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 296 | 要求水準書(案)<br>資料14-1 |   |   |   |    |   |   | 配膳業務資料<br>(勤務時間等)  | 「・「配送階数」コンテナを配置する階数、職員室含む。」と記載がありますが、エレベーターが小さい場合は配送コンテナが小さくなり、コンテナ台数の大幅な増加が懸念されます。<br>1階の配膳室で、食器食缶等を配送コンテナから台車等に、乗せ替えるご提案でもよろしいでしょうか。 | 提案に委ねます。          |
| 297 | 要求水準書(案)<br>資料14-2 |   |   |   |    |   |   | 学校給食配膳員<br>業務マニュアル | パンの取り扱いについて、所定のビニール袋に入れ替えとありますが、ビニール袋は事業者にて調達でしょうか。その他、事業者にて調達する物品はありますでしょうか。                                                          | 5.3.1.オ(エ)のとおりです。 |

【意見】

| No | 資料名      | 頁  | 章      | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名             | 質問事項                                                                                                                                                                                                 | 回答                                         |
|----|----------|----|--------|---|-----|---|---|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1  | 実施方針     | 22 | 3      |   |     |   |   | 表 リスク分担表<br>(案) | 物価変動のうち給排水企業及び電気設備企業の施工に係る「施設供用開始前の物価や労務費等の変動」に関しましては、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることを目的とし、物価変動によるサービス対価改定の基準とする指標を「建設物価(財団法人建設物価調査会発行)」の高松の建築費指数における指数種類が「設備」の指数を適用していただきたい。    | 参考にさせていただきます。                              |
| 2  | 実施方針     | 24 | 3      |   |     |   |   | 表 リスク分担表<br>(案) | 物価変動のうち施設整備費に係る「施設供用開始前の物価や労務費等の変動」に関しましては、±1.5%以内を事業者が負担することと記載しておりますが、内閣府政策審議官からの通達(府政経シ第24号 令和6年1月19日「PFI/PPP事業における物価変動の影響への対応について」にて言及されておりますように、物価変動をサービス対価に適切に反映させるべく、物価変動に係る事業者リスクをゼロにしていきたい。 | 参考にさせていただきます。                              |
| 3  | 実施方針     | 24 | 3      |   |     |   |   | 表 リスク分担表<br>(案) | 物価変動のうち施設整備費に係る「施設供用開始前の物価や労務費等の変動」に関しましては、内閣府政策審議官からの通達(府政経シ第24号 令和6年1月19日「PFI/PPP事業における物価変動の影響への対応について」にて言及されておりますように、物価変動をサービス対価に適切に反映させるべく、サービス対価改定の起算日を入札公告日としていただきたい。                          | 参考にさせていただきます。                              |
| 4  | 要求水準書(案) | 11 | 1.4.9. | ケ |     |   |   | 光熱水費の負担         | 昨今の光熱水費の急激な高騰が事業者の想定を超え、事業者の大きなリスク要因となっております。これらを背景に、他のPPP/PFI事例においても光熱水費を自治体が負担するケースが増えていることから、本事業に関しても事業実施に係る光熱水費を貴市にご負担いただきたい。                                                                    | 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.129を参照してください。 |
| 5  | 要求水準書(案) | 15 | 2.2.2  | ケ | (ア) |   |   | 米飯棟改修業務         | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とありますが、米飯棟改修のコストは高額になることが予見され、提案金額に大きな影響を与えようと思慮します。<br>各グループの提案内容が公平に比較検討できるよう、米飯棟改修実施について事業者提案ではなく、貴市からの指示としていただけますでしょうか。          | 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.137を参照してください。 |

| No | 資料名      | 頁  | 章     | 節 | 細節  | 項 | 目 | 項目名     | 質問事項                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                               |
|----|----------|----|-------|---|-----|---|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 要求水準書(案) | 17 | 2.2.3 | エ | (ア) |   |   | 米飯棟     | 米飯棟改修について、設計・建設業務において「市に改修計画を提出し、承諾を得た場合には、米飯棟の改修を行うことができるものとする」とありますが、米飯棟改修のコストは高額になることが予見され、提案金額に大きな影響を与えようと思慮します。<br>各グループの提案内容が公平に比較検討できるよう、米飯棟改修実施について事業者提案ではなく、貴市からの指示としていただけますでしょうか。 | 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.137を参照してください。                                       |
| 7  | 要求水準書(案) | 32 | 4.2.6 | イ | (ア) | a |   |         | 清掃従事者は給食エリアと一般エリアで分けること、と記載がありますが、給食エリアに分類されている一般区域は、一般エリアと同じ清掃従事者とする事で問題ないと思慮しますが、お認めいただけないでしょうか。                                                                                          | 左記の提案は可とします。                                                                     |
| 8  | 要求水準書(案) | 39 | 5.2.1 |   |     |   |   | 運営担当者   | 運営担当者の表に記載のある「業務責任者」や「業務副責任者」について、提案書作成上、他業務との区別が難しくなる恐れがあるため、「開業準備」業務責任者や「維持管理業務」と同様に「運営業務責任者」や「運営業務副責任者」とそれぞれしていただけますでしょうか。                                                               | 参考にさせていただきます。                                                                    |
| 9  | 要求水準書(案) | 51 | 5.3.1 | シ | (ア) |   |   | 災害時支援業務 | 「事業者は大規模災害等が発生した場合には、近隣の学校などの避難所に出向き、避難者などに対して食事の提供などを行えるよう」とありますが、炊き出しなどセンターにて調理したものを配送する想定しているのでしょうか。                                                                                     | 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.207を参照してください。<br>なお、給食センターで調理したものを配送するかどうかは提案に委ねます。 |
| 10 | 要求水準書(案) | 51 | 5.3.1 | シ | (エ) |   |   | 災害時支援業務 | 誤記でしょうか。                                                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                       |
| 11 | 要求水準書(案) |    |       |   |     |   |   |         | 「調理員」と「調理従事者」、「清掃員」と「清掃従事者」がそれぞれありますが、同じ理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                                       |
| 12 | 要求水準書(案) |    |       |   |     |   |   |         | 実施方針公表時の要求水準書(案)と募集要項等の公表時における要求水準書の変更点について、変更履歴付きのデータを公表していただけないでしょうか。                                                                                                                     | 参考にさせていただきます。                                                                    |